

新川防災公園・多機能複合施設（仮称） 管理運営計画

平成 27 年 6 月

三鷹市

はじめに

三鷹市では急激な人口増加と都市化に対応するために整備してきた公共施設等の老朽化が進み、更新時期を迎えています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による甚大な被害によって、改めて防災対策の重要性が日本中に再認識されました。

防災機能を確保するとともに、公共施設の安全性を図り、利用者にとって安心な施設サービスを提供していくことは、三鷹市の重要な責務であり、最優先に考えて取り組まなければならない重要な課題となっています。

三鷹市では、このような認識のもと、平成 24 年 3 月に確定した『三鷹市第 4 次基本計画』において最重点プロジェクトを 2 つに絞り、成熟した都市の質的向上を目指す、「都市再生」プロジェクトをその 1 つとして位置付けました。また、そのプロジェクトの中核的な事業として、命とくらしを守り、災害に強いまちづくりを進めるために、防災公園と老朽化した公共施設の集約化を一体的に進めることが可能な「新川防災公園・多機能複合施設(仮称)」の整備を進めています。

この施設は、市役所本庁舎をはじめとした行政サービスの拠点機能を担う施設が集積する市民センターの隣接地に、災害発生直後の一時避難場所機能を担う「防災公園」と「防災拠点」、スポーツ、健康づくり、人財育成・交流など多様な機能が融合した「元気創造拠点」として整備するものです。

複合施設は、多様な用途や機能を有する施設となりますが、集約化する各施設が独自の管理運営を行えば、ランニングコストの縮減など効率的な行財政運営につながらず、施設としての機能を十分に発揮することができないことから、複合施設としての特性を最大限に活かしていくための最適な仕組みや運用のルールを構築していく必要があります。

この新川防災公園・多機能複合施設（仮称）管理運営計画は、平成 24 年 3 月に策定した「管理運営方針」並びに平成 27 年 3 月に策定した「管理運営計画（案）の概要」に基づき、指定管理業務の内容や業務水準、施設の申込み、貸出に関する事項など、管理運営に直接係る内容について、具体的な諸手続の進め方や業務計画の考え方などを取りまとめたものです。

目次

第一章 施設の概要.....	1
1. 施設整備の目標と概要	1
(1) 施設整備の目標	1
(2) 施設整備の概要	1
2. 施設の配置と機能	3
(1) 施設の配置	3
(2) 施設の機能	4
① 防災公園部分	4
② 多機能複合施設部分	7
(3) 駐車場・駐輪場の配置	10
(4) 施設へのアクセス整備	11
3. 建物の主な特徴.....	11
(1) ユニバーサルデザインの導入.....	11
(2) 環境に配慮した施設	12
(3) 交流スペースの設置	12
(4) 施設の耐震性の確保	12
第二章 管理運営の目標と管理運営体制.....	13
1. 管理運営の目標と基本的な考え方	13
(1) 管理運営の目標	13
① 市民交流の促進と施設利用の利便性向上.....	13
② 質を確保した安全・安心な施設サービスの提供	13
③ 効率的な管理運営の実現によるランニングコストの縮減	14
(2) 管理運営の基本的な考え方	14
2. 管理運営体制	15
(1) 管理運営の体制づくりの視点.....	15
(2) 業務範囲の検討	15
(3) 指定管理者制度導入の検討	16
① 指定管理者制度の導入による適正な管理運営.....	16
② 施設相互の連携	16
③ 市民参加と協働の推進.....	16
④ 民間事業者による魅力的な事業展開.....	16

（４）指定管理者による適正な管理運営	16
① 市と指定管理者の業務分担	17
② 市と指定管理者の業務実施体制	19
③ 指定管理者の選定に関する方針	20
（５）施設相互の連携	20
（６）市民参加と協働の推進	21

第三章 施設の管理運営における基本事項22

1. 施設の休館日・開館時間	22
（１）集約対象施設の休館日と開館時間の現状	22
（２）新施設の休館日と開館時間の考え方	22
（３）施設の休館日・開館時間	23
2. 諸室の貸出	23
（１）貸出対象の諸室	23
（２）その他貸出対象	24
（３）諸室の利用想定	25
① スポーツ関係の諸室	25
② 生涯学習・福祉等関係の諸室	27
（４）利用時間区分	28
（５）利用者登録	29
① 個人登録（個人利用カードの交付対象）	29
② 団体登録（団体利用カードの交付対象）	29
（６）利用手続き	30
① 個人利用	30
② 団体利用	30
3. 使用料金	31
（１）使用料金についての基本的な考え方	31
（２）各諸室の使用料金	31
（３）使用料金の減免	33
（４）使用料金の支払方法	33
（５）ボランティア・ポイント制導入の検討	33

第四章 複合施設の特性を踏まえた管理運営34

1. 施設利用のためのサポート	34
（１）総合受付等の設置	34
（２）ＩＣＴの活用	34
（３）保育室の設置	35

2. 施設間連携による事業の展開.....	35
(1) 健康・スポーツ面での連携	35
(2) 子どもの発育・発達支援に関する連携.....	36
3. 施設の安全管理のための取り組み	36
第五章 災害時における機能転換等.....	37
1. 災害時の施設機能	37
(1) 機能転換の基本的な考え方	37
(2) 災害時の具体的な機能	37
① 災害対策活動の中心拠点としての機能	37
② 一時避難場所としての機能.....	37
③ 物資等の集積・保管場所としての機能	37
2. 災害時のための設備等の充実・確保	39
(1) 一時的避難生活の支援のための設備の充実.....	39
(2) 災害時のライフラインの確保.....	39
(3) ICTを活用した防災関連システムの導入.....	39
3. 災害時を想定した平常時の施設利用	40
(1) 市民の防災意識の普及啓発の活動拠点.....	40
(2) 消防団の訓練スペースの確保.....	40
第六章 施設のランニングコスト	41
1. 総ランニングコスト.....	41
(1) 管理費	41
(2) 事業費	41
(3) 維持費	41
2. 維持費の推計	42
3. 指定管理料の推計	43
第七章 今後の検討課題.....	44
1. 災害時の運営に関する検討	44
2. 集約化される各施設の「今後のあり方」検討.....	44
3. 市と指定管理者の業務分担の詳細な検討.....	44
4. 年間利用者数の予測.....	44
5. 総ランニングコスト（管理費、事業費を含む）の試算.....	44
6. 管理運営に係る市の組織に関する検討	44

第一章 施設の概要

1. 施設整備の目標と概要

(1) 施設整備の目標

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）は、一時避難場所ともなる緑豊かな公園空間の創出を図るほか、防災機能のネットワークの中心となる防災拠点施設とします。また、周辺の公共施設を集約化、集積することにより、スポーツ、健康づくり、人財育成・交流など多様な機能が融合した、地域の元気を創造する拠点としていきます。

施設整備の目標 ～安心を明日へとつなぐ拠点づくり～

災害に強いまちづくりの拠点

安心して暮らすことができるように災害時の防災拠点を整備します。

多様な機能が融合した元気創造拠点

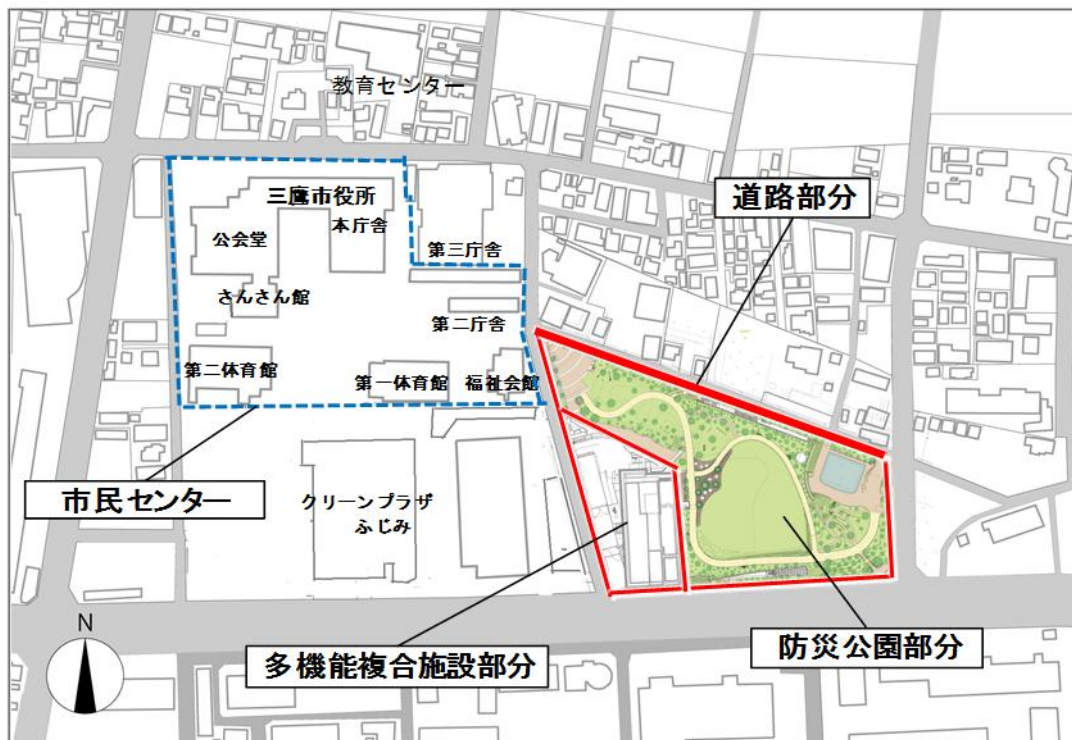
健康でいきいきと安心して生活できるように多様な機能が融合した元気創造拠点を整備します。

(2) 施設整備の概要

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業は、市役所東側の東京多摩青果株式会社三鷹市場跡地を中心とした敷地に、災害時の一時避難場所となる「防災公園」と、健康・スポーツ施設、老朽化し耐震性に課題のある公共施設等を集約化した「多機能複合施設」を整備するものです。また、あわせて施設へのアクセスを充実し、防災機能の向上を図るため敷地北側の市道の拡幅を行います。

所在地	東京都三鷹市新川 6 丁目	
設計概要		
敷地面積	20, 429. 39 m ²	
	防災公園部分	15, 335. 73 m ²
	多機能複合施設部分	4, 658. 06 m ²
	道路部分	435. 60 m ²
建築面積	8, 775. 98 m ²	
延べ床面積	23, 634. 73 m ²	
構造・階数	鉄筋コンクリート造（一部 PC、SRC、S 造） 地上 5 階、地下 2 階	

【位置図】



■ 防災公園部分

敷地の東側に位置し、災害時の一時避難場所機能を担うオープンスペースとともに、平常時は、市民に親しまれ、健康増進に資するスポーツやレクリエーションの場となるような緑豊かな公園空間となります。また、地下空間等を活用し、健康・スポーツの拠点機能を担うスポーツ施設を配置します。

■ 多機能複合施設部分

敷地の西側部分に位置し、老朽化により耐震性に課題がある公共施設（北野ハピネスセンター（幼児部門）、総合保健センター、福祉会館、社会教育会館）を集約し、防災課など災害対策本部の核となる機能を加えた、防災活動、地域保健・福祉サービス、生涯学習の拠点機能を担います。

■ 道路部分

敷地の北側の市道拡幅を行う部分です。

2. 施設の配置と機能

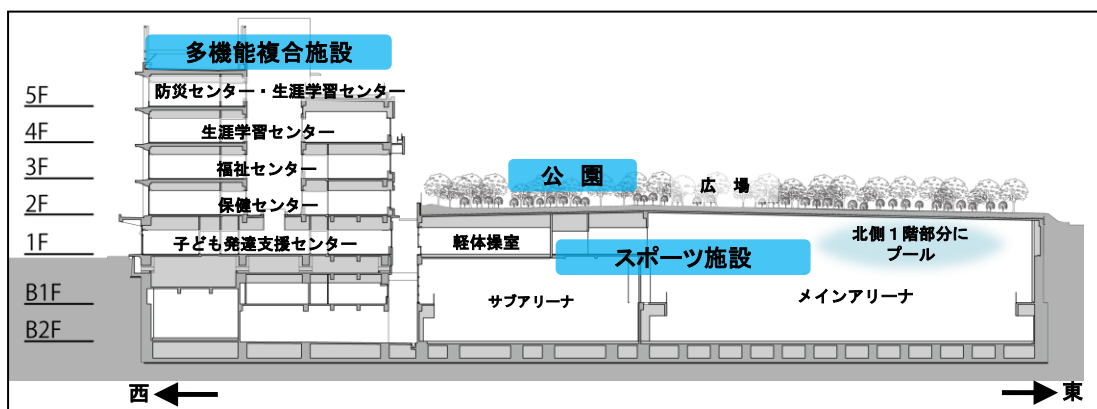
(1) 施設の配置

敷地の東側の防災公園では、敷地の有効活用を図るため、地下空間等を活用し、スポーツ施設を配置します。また、多機能複合施設における各施設の配置については、福祉に関連する子ども発達支援センター、保健センター、福祉センターを1階、2階、3階にそれぞれ配置し、生涯学習センターは4階と5階の一部に配置します。防災センターは、広い範囲の市内を見渡すことができ、災害時に災害対策本部が設置されるとともに、1階～4階がそれぞれ活動拠点となることから、最上階の5階に配置します。

【完成予想図（南東側より）】



【東西断面図】



※施設名称及び諸室名については、すべて仮称です。

(2) 施設の機能

各施設の機能や業務の内容、主な諸室の配置等は次のとおりです。施設の集約化とあわせて機能の充実を図ります。

① 防災公園部分

公園施設

公園は、広さ約 3,300 m²の開放的な緑地の広場を敷地中央に、また、東側と西側には、多方面からのアクセスの顔となる広場をそれぞれ配置し、敷地の北西側から中央、東側にかけて緑豊かな空間を整備します。中央の広場に向かう園路は、ランニング、ウォーキングにも活用できる緩やかな傾斜とするとともに、園内にはベンチや幼児を対象とした遊具、健康器具を配置し、利用者の憩いの場、健康増進・レクリエーションの場としていきます。また、農業祭や商工まつりのような市主催や後援のイベントに加え、民間事業者の行う様々なイベントにも活用していきます。

中央の広場は、多機能複合施設の2階部分と同等の高さにあり、下部にはアリーナやプールなどのスポーツ施設を配置します。また、東側広場には、多目的スペースや市民花壇を配置するほか、災害時には、公園が近隣住民の一時避難場所となることから、備蓄倉庫、災害用トイレ、かまどベンチなど防災関連設備を配置します。



スポーツセンター（地下2階、地下1階、地上1階）

防災公園の下部に整備されるスポーツセンターには、メインアリーナ、サブアリーナ、プール、武道場、小体育室、トレーニング室、軽体操室などを整備し、多彩なスポーツ施策を展開するとともに、軽スポーツから競技スポーツまで幅広い層が利用可能なスポーツ施設となります。

また、トレーニング室では、多機能複合施設に整備される保健センターとの事業連携により、リコンディショニング（自らの体調を知り、見直し、その人に合った身体の状態に回復・改善させる）を支援する機能の導入を図ります。

なお、井口地区における計画で予定されていた総合スポーツセンター（仮称）の競技空間の面積については、概ねこれを確保しています。

主な業務	・ スポーツ推進のための教室やイベントの開催 ・ トレーニング指導や体力状態に応じたプログラムの提供等のスポーツに関する相談支援 ・ スポーツ施設の利用提供 など
主な諸室	地下2階 メインアリーナ・サブアリーナ・武道場・小体育室 ■イメージ：武道場 ■イメージ：サブアリーナ ■イメージ：メインアリーナ 施設対象諸室

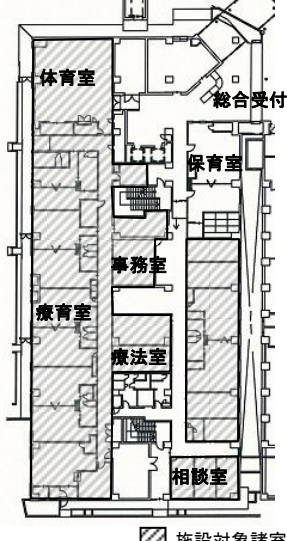
	地下1階 ランニング走路・トレーニング室 施設対象諸室
主な諸室	地上1階 プール・軽体操室・多目的体育室 ■イメージ：エントランス ■イメージ：プール ■イメージ：地上1階屋内通路 施設対象諸室

また、施設1階のエントランスホールに、総合受付を配置し、施設全体の案内・誘導等を行います。西側広場のメインエントランスのほか、東側広場よりスポーツ施設を両側に見ながら屋内通路を通り抜けて、アクセスすることが可能です。

② 多機能複合施設部分

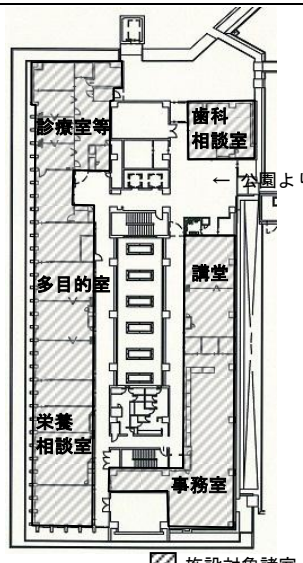
子ども発達支援センター（１階）

１階には、子ども発達支援センターを配置します。北野ハピネスセンターで行っている幼児部門の各種相談、療育、指導、訓練等の機能を移転し、子どもの発育・発達に関する専門支援を行う地域の中核的な療育支援施設として機能を拡充します。また、地上２階部分に移転する保健センターとの連携や関係機関とのネットワーク化を進め、発見・相談・療育のワンストップサービスに取り組むなど、事業の充実を図ります。

主な業務	・ 在宅障がい児のための療育相談、医療相談、巡回療育相談 ・ 在宅障がい児のための外来療育訓練 ・ 児童発達支援事業 など	
主な諸室	地上１階	
	療法室	
	療育室	
	親子グループ室	
	相談室	
	体育室	
	保健室	
	交流サロン	
	事務室	

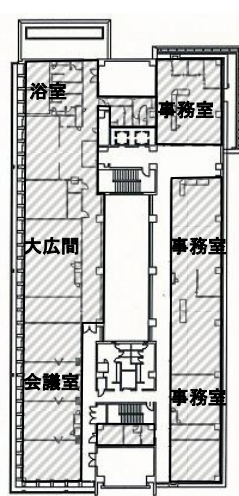
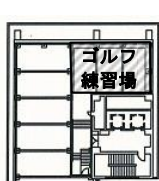
保健センター（２階）

地上２階には、市民の健康を守る拠点として、保健センターを配置します。各種健康診査、健康相談及び健康教育のほか、予防接種の実施、新型インフルエンザなどの新たな課題に関する情報提供や相談窓口など、これまで総合保健センターで展開してきた事業を継続します。また、スポーツセンターと連携し、スポーツを取り入れた健康づくりを推進するとともに、子ども発達支援センターとの連携では、子どもの発育・発達に関する専門支援の充実など、事業の充実を図っていきます。施設内には、休日の歯科診療に対応する歯科相談室の設置や感染症対策に対応可能な陰圧エリアを設けるなど、機能の充実を図りながら、身近で気軽に相談できる総合的な窓口として多様なサービスを提供します。なお、保健センターへは、公園の広場からアクセスすることが可能です。

主な業務	・ 母子保健・歯科保健 ・ 健康相談及び健康教育、健康づくり ・ 健康診査、がん検診、予防接種 ・ 休日歯科診療 など	 公園より 施設対象諸室
主な諸室	地上 2 階 - 歯科相談室 - 予診室 - 健康教育室 - 多目的室 - 栄養相談室 - 会議室 - 講堂 - 交流サロン - 事務室 - 静養室 - 診療室 - 計測室	

福祉センター（3階）

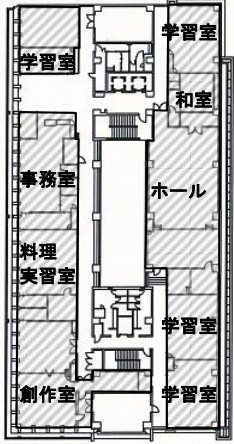
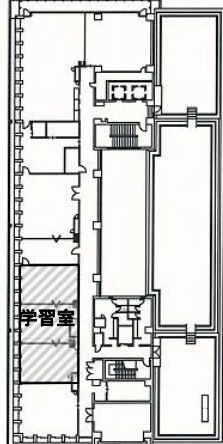
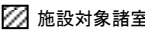
地上3階には、福祉資金の貸し付けの受付、判断能力が十分でない方や高齢・障がいなどにより支援が必要な方が福祉サービスを適切に利用できるよう援助、相談などを行っている社会福祉協議会の事務所機能や、高齢の方などの趣味や交流の場を提供している老人福祉センター機能を有する福祉会館に代わる福祉センターを配置します。また、屋上には老人福祉センターの一部としてゴルフ練習場を配置します。健康・生きがいサロン空間を整備し、居場所・活動拠点づくりを進めるとともに、きめ細やかな地域サービスの拠点として機能の充実を図ります。

主な業務	・ 高齢者等の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのためのサービス提供 ・ 成年後見制度や福祉サービスの利用援助 ・ 福祉資金の貸付の相談 など		
主な諸室	地上 3 階		屋上
	- 大広間 - 活動室 - 囲碁・将棋コーナー - 会議室 - 浴室 - 相談室 - 交流サロン - 事務室 	ゴルフ練習場	 施設対象諸室

生涯学習センター（４・５階の一部）

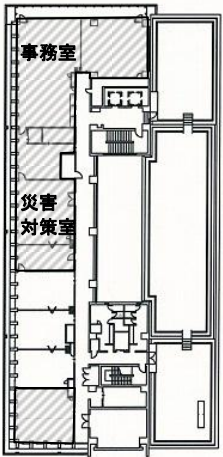
地上４階、５階の一部には、これまでの市民大学事業や青少年体験学習講座事業などの各種講座、自主学習グループへの講師派遣や住民協議会との連携事業などを踏まえ、さまざまなライフステージにおける生涯学習の機会と場を提供する生涯学習センターを配置します。

これまで社会教育会館で培ってきた、「市民大学総合コース」など、市民が企画と運営に関わる事業については、基本的に継続することとし、「市民との協働」という方向性を大切にしながら、さらに多世代に渡る市民のより主体的で多様な生涯学習ニーズに応じた学習活動を支援できるよう、多彩な生涯学習プログラムを提供します。また、複合施設のメリットを活かした市民間の交流の促進や施設利便性の向上に努め、市内教育関係施設との連携を図りながら生涯学習の一層の推進を図ります。

主な業務	地上４階		地上５階	
	和室 ホール 創作室 料理実習室 事務室 交流サロン 学習室 学習室 (パソコン室)		学習室	
主な業務	・ 生涯学習のための各種講座の開催 ・ 生涯学習相談 ・ 生涯学習活動を支援するための施設の提供 など			
主な諸室				

防災センター（５階）

地上５階には、現在、市役所本庁舎３階に配置し「防災課」の業務である災害時の災害対策本部などの運営、防災訓練の実施、自主防災組織の育成などの業務を行う防災課を移転して防災センターを配置します。災害時には、施設全体が災害対策活動の拠点施設となり、その陣頭指揮を執る災害対策本部を防災センターに設置し、ＩＣＴを活用した災害情報システム等を運用しながら、効率的な災害対策活動等を行っていきます。

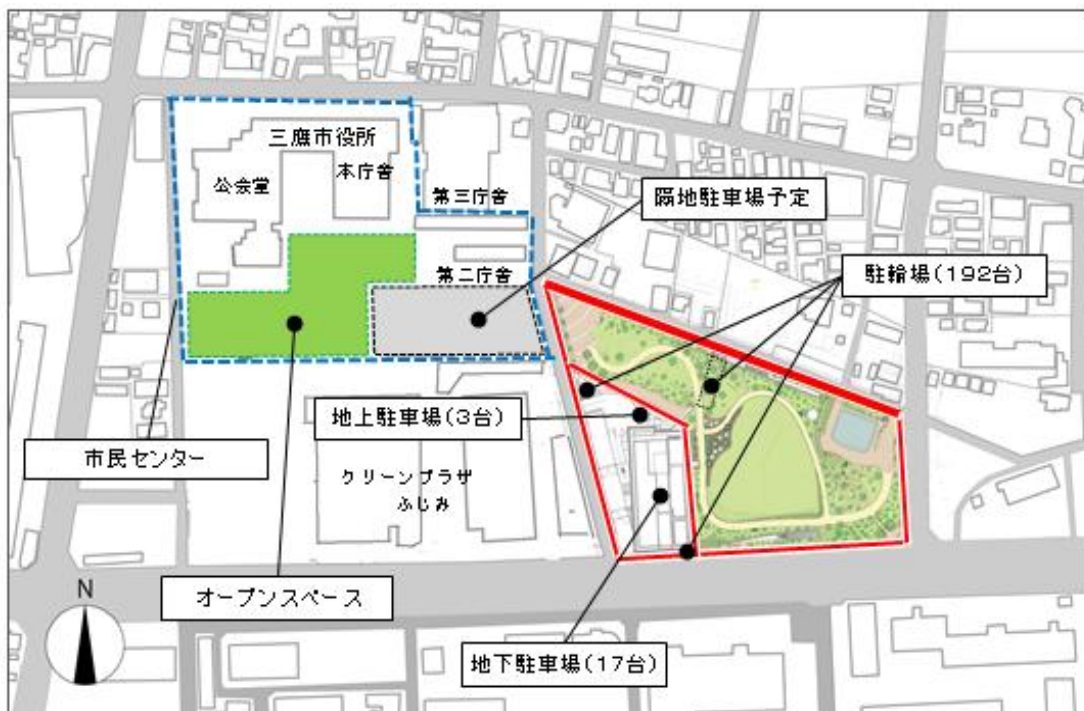
主な業務	・ 防災の啓発、防災情報の収集・伝達 ・ 防災訓練の実施、自主防災組織の育成 ・ 災害時の災害対策本部の運営など	 施設対象諸室
主な諸室	事務室	
	災害対策室	
	会議室	
	無線機械室・操作室	
	全体共用休憩室（職員用）	

（３） 駐車場・駐輪場の配置

施設内には、駐車場及び駐輪場を配置します。駐輪場は、敷地内の複数箇所に192台分の駐輪スペースを確保します。

また、駐車場については、関係車両、障がい者用車両を中心として、多機能複合施設の北側地上部分及び地下2階部分に配置するとともに、一般利用者向けの駐車場として、隣接する市民センター内の第一体育館と福社会館を除去し、その跡地を活用して整備します。

【施設整備後の用地活用と駐輪・駐車場の整備】



(4) 施設へのアクセス整備

本施設への公共交通機関によるアクセスについては、最寄りのバス停である三鷹市役所前バス停留所、三鷹農協前バス停留所などを経由して市内各所より来所することができますが、アクセス向上のため、本施設内へのコミュニティバスの乗り入れを行うとともに、コミュニティバス等の既存ルートの見直しを行うなど交通ネットワークの拡充を検討していきます。

3. 建物の主な特徴

(1) ユニバーサルデザインの導入

高齢者や障がい者、外国人を含め、多くの利用者が日常的に安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を行います。具体的には、公園内の傾斜は足腰の悪い方にも負担が少ないよう関係法令の基準よりも緩い傾斜とすることや、主要園路には点字ブロックを設置します。建物内の諸室の出入口のドアは車いす利用者が入退室しやすいよう引き戸を多く用いることとし、階段には踊り場も含めて両側に手すりを設けるなど、施設を安全に利用できるように工夫をしていきます。

また、トイレは、各階に、オストメイトに対応した設備や子ども連れの方が利用しやすいようベビーベッドやベビーチェアを配置した「多機能トイレ」を設置するほか、スポーツセンターの更衣室には、利用者と介助者が一緒に入室できる障がい者更衣室を設置し、多様な利用シーンに配慮します。

さらに、スポーツ施設の観覧席の一部に磁気ループ等の集団補聴設備を整備し、難聴者の「聞こえ」をサポートしていきます。

このほか、施設の案内、誘導のための表示は、文字の大きさや色彩にも配慮しつつ、適切な位置に配置するとともに、ピクトグラムやグラフィックデザインなども併用し、子どもや高齢者、外国人など誰でも分かりやすいよう整備し、快適な誘導を図ります。

【サイン・ピクトグラムの例】



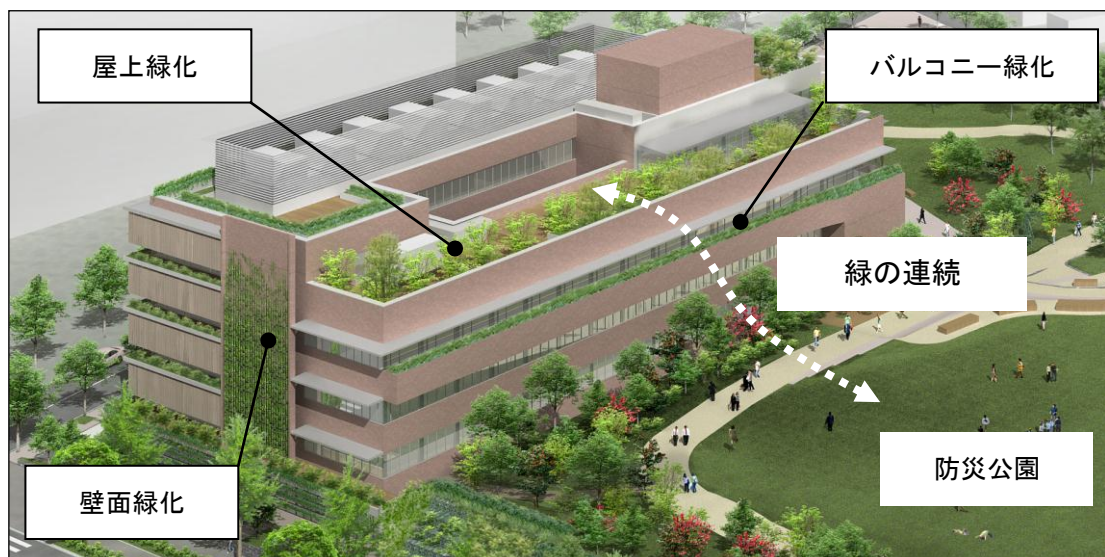
（２） 環境に配慮した施設

地球温暖化防止の観点から、施設の整備、運営における省エネルギー、省資源化を図っていきます。

具体的には、隣接地のふじみ衛生組合の「クリーンプラザふじみ」において、ごみ処理過程で発生する熱エネルギーで発電した電力と発電後に生じる低温水の供給を受け、再生可能エネルギーの有効活用を進めます。また、外壁や窓の断熱化と屋上・壁面、バルコニーの緑化に加え、施設の空調や照明等を自動的に制御するビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）を導入します。

このほか、公園施設に配置するベンチなどへの再利用材の活用や雨水利用設備により屋上に降った雨水やプール排水を再生処理し、トイレや散水に利用していきます。

【建物緑化計画】



（３） 交流スペースの設置

公園内にはベンチを多数設置するとともに、建物内には交流スペースを各階に配置することなどにより、市民が憩い、集い、にぎわいあふれる空間を形成します。また、施設内には、市民がさまざまな活動を見ながら体感できるよう、部屋や廊下の壁にガラスを用いてオープンなつくりとしています。

（４） 施設の耐震性の確保

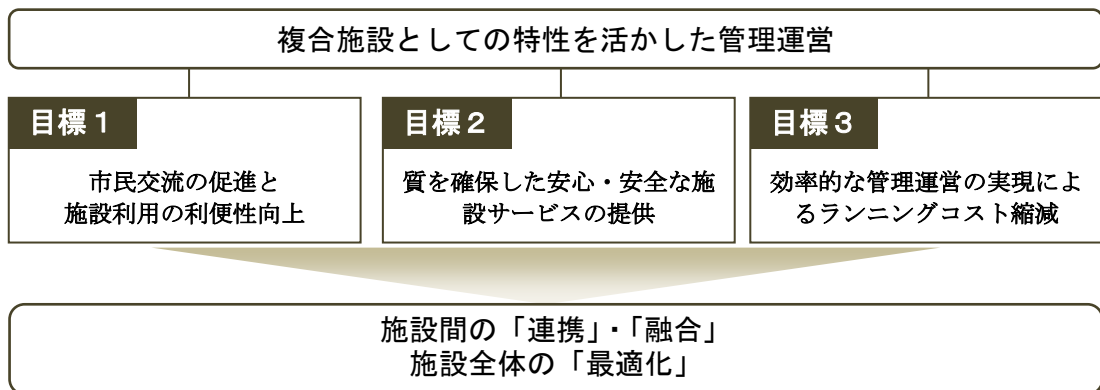
新施設は、災害時には、災害対策の拠点施設として機能することからも、施設全体を大規模な地震にも耐え得る耐震構造とするとともに、地上１階と地下１階の間に免震層を設置して、地震の揺れが建物に伝わりづらい構造とすることで、安全性の高い施設としています。

第二章 管理運営の目標と管理運営体制

1. 管理運営の目標と基本的な考え方

(1) 管理運営の目標

集約化する各施設については、利用時間帯や利用方法なども異なることから、それぞれが独自の管理運営を行えば、施設としての効果が十分に発揮されないことが予想されます。そのため、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の管理運営にあたっては、複合施設としての特性を最大限に活かすため、下記の目標を設定し、それに向けて、各施設間の連携と融合を図るとともに、施設全体の効率的な運用を進めます。



① 市民交流の促進と施設利用の利便性向上

- ・ 共用空間を配置した高い機能性と視認性を有した施設とすることやボランティア市民の参加と協働を推進することにより、多くの市民が集い、活動し、分野を超えた市民間の交流を促します。
- ・ 施設内を適切に案内・誘導するための表示やユニバーサルデザインを導入するほか、施設の利用方法の統一や情報通信技術（ICT）を活用したサービスを提供することにより、利用者視点に立った「わかりやすく、使いやすい」施設としていきます。
- ・ 施設全体を効率的に運用することにより、各施設の利用時間の拡充やスペースの有効活用を行い、施設利用の利便性の向上を図ります。

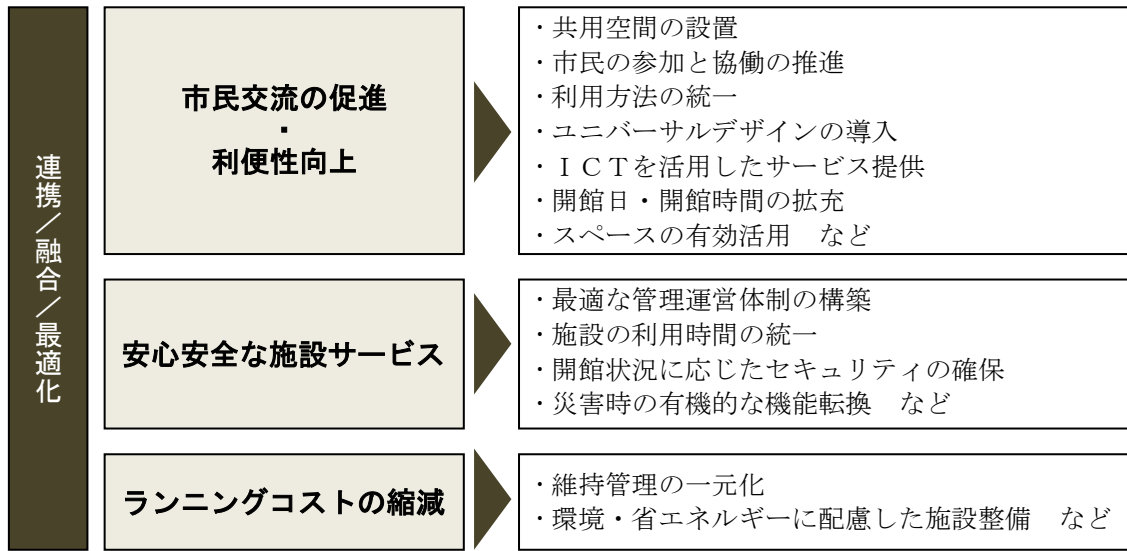
② 質を確保した安全・安心な施設サービスの提供

- ・ 施設サービスの質と施設利用の公平性を確保した最適な管理運営体制を構築し、利用者満足度の向上を図ります。
- ・ 各施設の利用時間の統一やフロアごとに施設を配置することにより、開館状況に応じたセキュリティを確保するなど、安全・安心な施設管理を実現します。
- ・ 災害対策本部が設置され施設全体が防災拠点となることから、非常時における

る各施設の役割を整理し、I C Tを活用した最適な情報提供や施設全体が有機的に連携するような管理運営体制を構築します。

③ 効率的な管理運営の実現によるランニングコストの縮減

- ・ 複合施設の維持管理の一元化や環境に配慮した施設整備を行うとともに、施設の広告媒体としての活用なども検討し、施設のランニングコストの縮減を図ります。



(2) 管理運営の基本的な考え方

「都市再生」の主要事業として整備を進めている新川防災公園・多機能複合施設（仮称）は、今後、「コミュニティ創生」や「危機管理」といった「第4次三鷹市基本計画」の最重点プロジェクト・緊急プロジェクトを推進する中核的な施設です。また、「子ども・子育て支援」の充実や「健康長寿社会」の実現、さらには「地域活性化」にもつながる、重要な施設でもあります。

そのため本施設は、市民の「市民力」、民学産公の「協働力」、市役所の「経営力」など、さまざまな資源を総動員しながら質の高いサービスを提供し、これからの三鷹市のまちづくりの中核を担う『元気創造拠点』としての運営に努めていく必要があります。また、「複合化」した「多機能」施設のメリットを生かしつつ、効率的・効果的な運営に向けて創意工夫を重ねていくことは、これからの三鷹市の自治体経営のモデルになるものでもあります。

こうした取り組みを進めていくために、高水準の「企画力」、「実行力」、「調整力」を有する管理運営体制を構築していきます。

2. 管理運営体制

(1) 管理運営の体制づくりの視点

本施設は、複合施設となることから、多くの利用者が様々な目的で利用する施設となりますが、効率的な施設管理を図りつつ市民の多様なニーズに適切にこたえていくために、市の直営、業務委託、指定管理者制度の導入など、業務範囲を適切に区分し、施設の相互連携や市民参加の積極的な推進を進めながら最適な管理運営体制を構築していきます。

(2) 業務範囲の検討

集約化の対象施設では、現在、福祉会館を除いて市の直営や一部の業務委託により施設の管理運営が行われています。

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）は、多様な機能を有する複合施設となりますが、集約化によるメリットを活かしていくため、施設全体に共通する維持管理や総合受付、施設の貸出等の業務については指定管理者又は業務委託により行うこととし、施設間の連携の円滑化とコスト縮減を図ります。

また、運営については、全ての機能を指定管理者に任せるのではなく、これまでの各施設での活動実績や業務の特性を踏まえて、市の直営と指定管理者による業務を適切に区分し、市民サービスの質の確保を図っていきます。福祉センターは引き続き社会福祉協議会が施設の運営を行うこととし、子ども発達支援センター、保健センター及び防災センターは、市の直営による運営とします。

【業務の範囲】

施設名等		業務分担		
		運営	維持管理	総合受付 施設貸出
庁舎	防災センター	市	業務委託	—
公の施設	福祉センター	社会福祉協議会 (業務委託等)	業 務 委 託	
	保健センター	市		
	子ども発達支援センター	市		
	スポーツセンター	指定管理者 (協働型)	指 定 管 理 者	
	生涯学習センター			
	防災公園			

※ 指定管理者(協働型)とは、市、市民、関係団体等が指定管理者と、協働して事業の企画・運営を行うものです。

※ 維持管理は、施設及び公園の保守業務、修繕業務、清掃業務、植栽管理業務、保安警備業務です。

※ 施設貸出は、貸出対象施設の利用予約の受付、使用の承認、使用料金の徴収、鍵の管理業務等です。

※ 防災センターは庁舎の位置付けとなることから、指定管理の導入施設とはなりませんが、指定管理者と契約した事業者には施設の維持管理業務を委託していきます。

(3) 指定管理者制度導入の検討

① 指定管理者制度の導入による適正な管理運営

本施設では、指定管理者制度を導入します。指定管理者制度とは、公の施設の管理について、民間事業者等を含む指定管理者に委ねることにより、民間事業者等の有する能力、経験、知識等を活かして多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応し、市民サービスの質の向上と経費の節減を図るものです。

施設の管理運営の目標の実現に向けて、公共施設としての安全性や公平性を確保するとともに、これまで既存施設で行われてきた事業を継続しつつ、民間事業者が有する創造力、実行力を発揮して柔軟性に富んだ事業展開を図ることができるよう、市との間で適切な業務区分とリスク分担を図ります。

② 施設相互の連携

複合施設の特性を最大限に活かせるよう、市や指定管理者、関係団体等が適切な連携を図りながら施設の管理運営を行っていくための体制を構築します。また、施設利用者からの意見や要望を施設の管理運営に取り入れるような仕組みづくりも行っていきます。

③ 市民参加と協働の推進

市民から親しまれ、多様な市民ニーズに応えていくためにも、施設の管理運営における市民参加と協働の取り組みが求められます。そのためにも、施設の管理や事業において、市民が積極的に関わることができる仕組みを構築します。

さらに、各施設の関係団体等が、本施設で行われる事業の企画・運営等に参加することができる仕組みを構築します。

④ 民間事業者による魅力的な事業展開

民間事業者等の有する能力、経験、知識等を活用して、本施設の公園広場やスポーツセンター、生涯学習センターにおいて、市民のニーズに対応した事業が効果的・効率的に企画・運営され、市民サービスの質の向上と経費の節減を図ることが十分期待できるため、民間事業者との連携を行っていきます。

(4) 指定管理者による適正な管理運営

スポーツセンター、生涯学習センター及び防災公園の管理については、市、市民、関係団体等が、指定管理者と協働して事業の企画や運営を行い、これまで既存施設で行われてきた事業を継承しつつ、さらに魅力的な事業展開を図れるよう、三鷹市芸術文化振興財団を三鷹市芸術文化生涯学習スポーツ振興財団（仮称）へと発展的に改組し、指定管理者とします。

本財団は、施設全体のマネジメントや関係団体との連携、市民との協働の取り組みなど、総合的な企画・調整を行うこととし、事業そのものは可能な限り民間事業者へアウトソーシングすることにより、能力、経験、知識等を活かした、効率的で魅力的な管理運営を行っていきます。

① 市と指定管理者の業務分担

指定管理者の業務範囲は、建築物や設備の保守、清掃、警備など各施設に共通する維持管理業務や公園施設の管理のほか、総合受付や利用案内、諸室の貸出等に関する業務に加え、スポーツ教室や相談業務などのスポーツ推進に関する事業や生涯学習に関する事業の実施などを想定しています。

また、指定管理者が施設の効用を高めるため、創意工夫を凝らした魅力的な自主事業（指定管理者が施設の設置目的に沿って市の承認を得て管理施設内において自らの責任で自主的に行う事業）を展開することにより、市民サービスの向上につなげていきます。

さらに、市内の他のスポーツ施設についても、同一の指定管理者に管理や施設の貸出等の業務をまとめて行わせることなどにより、市内スポーツ施設全体の管理の効率化を図って行きます。

【業務の区分と業務範囲の方針図】

※●：業務のすべてを担うもの ○：業務の一部を担うもの

◆：民間事業者への業務委託によるもの

業務内容	業務区分	
基本事項	市	指定管理者
施設の管理運営方針等の決定	●	
施設間の連絡調整に関する業務	○	●
施設の総務・経理（事業計画、事業報告等）に関する業務		●
総合受付、利用案内・誘導等の業務		

業務内容	業務区分	
スポーツセンター	市	指定管理者
スポーツ推進計画の推進	●	
教室、イベント等のスポーツ推進事業に係る企画・実施	○	●
スポーツ関連情報の収集・提供		
個人開放事業の実施		●
トレーニング指導・健康体力づくり相談の実施		
プール監視等業務		
施設（アリーナ等）の貸出管理 （受付・承認・使用料金の収受）		
施設の維持管理（設備保守、清掃、保安警備、修繕等）		

子ども発達支援センター	市	指定管理者
障がい児のための療育相談、外来療育訓練等の事業、障がい児のデイサービス（くるみ幼稚園）事業 等	●	
施設（体育室）の貸出管理（受付・承認・使用料金の収受）	◆	
施設の維持管理（清掃、警備、保守、修繕等）		
保健センター	市	指定管理者
母子保健事業、健康相談、健康教育及び健康づくり事業、健康診査、予防接種、がん検診、休日歯科診療事業 等	●	
施設（講堂）の貸出管理（受付・承認・使用料金の収受）	◆	
施設の維持管理（清掃、警備、保守、修繕等）		
福祉センター	社会福祉協議会	指定管理者
老人福祉センターの運営、各種相談、福祉資金の貸付、社会福祉関係団体等との連携・調整、居宅介護支援事業の実施 等	●	
施設（会議室）の貸出管理（受付・承認・使用料金の収受）	◆	
施設の維持管理（清掃、警備、保守、修繕等）		
生涯学習センター	市	指定管理者
生涯学習プランの推進	●	
生涯学習事業、講座等の企画・実施、生涯学習に関する相談 等	○	●
施設（学習室等）の貸出管理（受付・承認・使用料金の収受）		●
施設の維持管理（清掃、警備、保守、修繕等）		
防災センター	市	指定管理者
防災関連事業、防災情報の収集・伝達、災害対策本部の運営 等	●	
施設の維持管理（清掃、警備、保守、修繕等）	◆	
防災公園	市	指定管理者
防災公園内でのイベント企画・実施	○	
公園施設の貸出管理（受付・承認・使用料金の収受）		●
施設の維持管理（植栽管理、清掃、警備、保守、修繕等）		

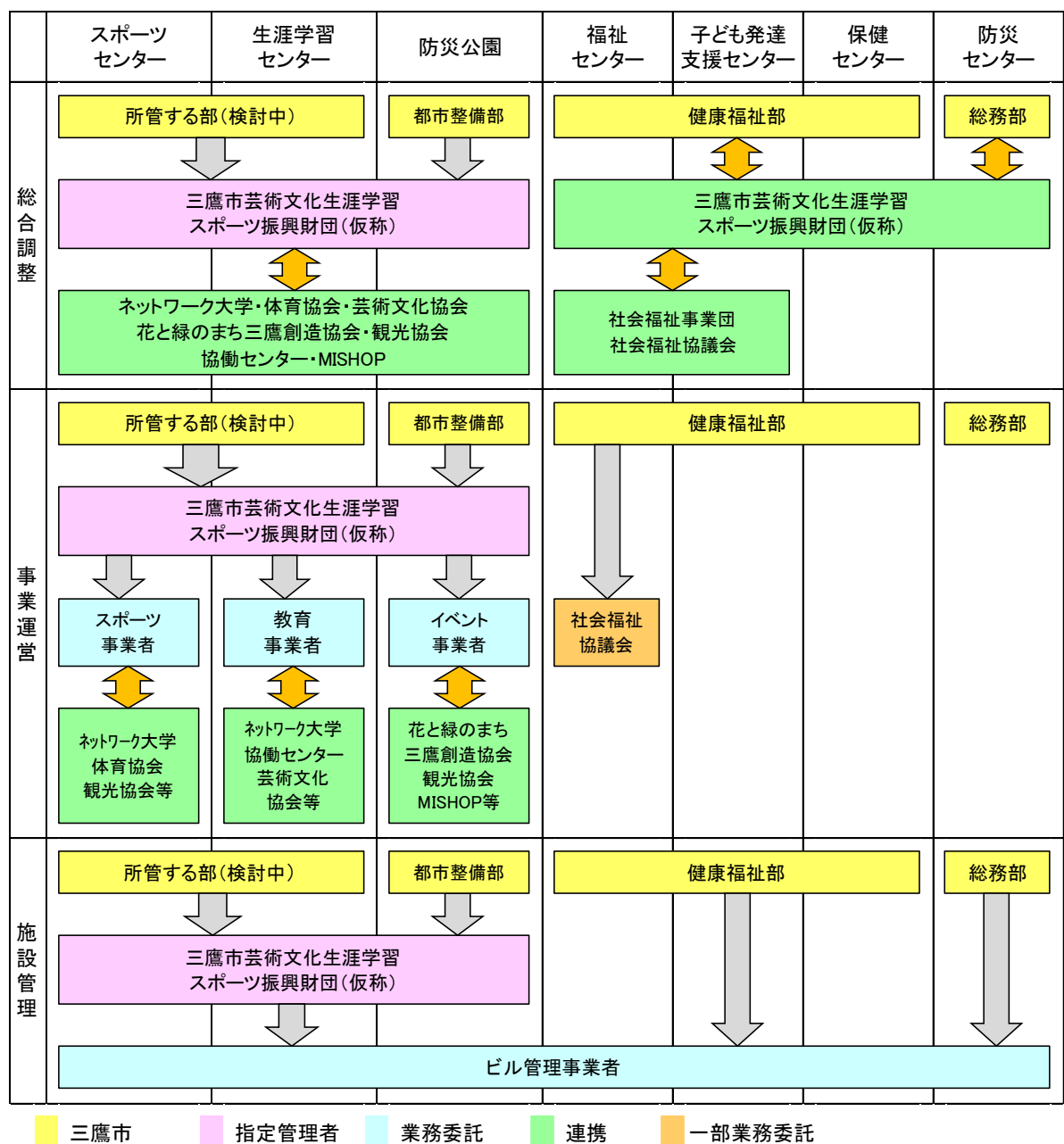
- ※ 総合受付の業務は、電話受付・案内、来館案内・誘導、館内放送・呼び出し業務等を想定しています。
- ※ 貸出管理業務は、貸出対象施設の利用予約の受付、使用の承認、使用料金の徴収・清算、鍵の貸出、備品の貸出等を想定しています。
- ※ 防災センターは庁舎の位置付けとなることから、指定管理の導入施設とはなりません、指定管理者と契約した事業者は施設の維持管理業務を委託していきます。
- ※ 上記のほか、指定管理業務に該当しない自らが企画する自主事業（スポーツ教室、イベント開催、各種機器の配置・貸出など）についても実施することを想定しています。

② 市と指定管理者の業務実施体制

指定管理者は、施設全体を包括的に管理します。業務実施体制は、総合受付窓口における施設の貸出やプール、トレーニング室における指導員、監視員などの施設の一体的運営を図る事業運営業務に従事する人員と施設全体に係る設備員、警備員、清掃員、受付員などの施設管理業務に従事する人員の大きく2つの体制が構築され、最適な管理運営組織を目指します。

指定管理者の実施する業務品質について、市の求める要求水準に達していることを確認するために、定期的に指定管理者の業務実施状況についてモニタリングを導入し、コスト縮減・品質管理を継続します。

【市と指定管理者の業務実施体制の想定】



③ 指定管理者の選定に関する方針

ア 指定管理者の選定方法

「三鷹市指定管理者制度導入の基本方針」では、施設の設置目的等に照らして特定の公共的団体が管理を行うことが適当であると認められる施設は、公募によらないで指定管理者を選定することができるとされています。本施設については、三鷹市芸術文化生涯学習スポーツ振興財団（仮称）が施設管理と事業運営を一体的に行うことにより効果的に施設の設置目的を達成することができ、かつ経済的・効率的に施設運営が行われるため、当財団を指定管理者として指定します。

イ 指定管理者の指定期間

「三鷹市指定管理者制度導入の基本方針」では、公の施設における指定管理者の指定期間は、施設の安定的な管理運営のためのノウハウの蓄積、従業員の雇用の安定、市民サービスの質の向上と経費の節減等を図るための競争性の確保などについて考慮し、原則として、選定された団体を指定管理者として初めて指定する場合は3年間から5年間の範囲内とすることになっていますが、施設の設置目的等に照らして特定の公共的団体を指定管理者に指定する施設は、10年間となっています。

本施設は、規模や多機能性を考慮し、指定管理者の指定期間は、10年間と予定します。

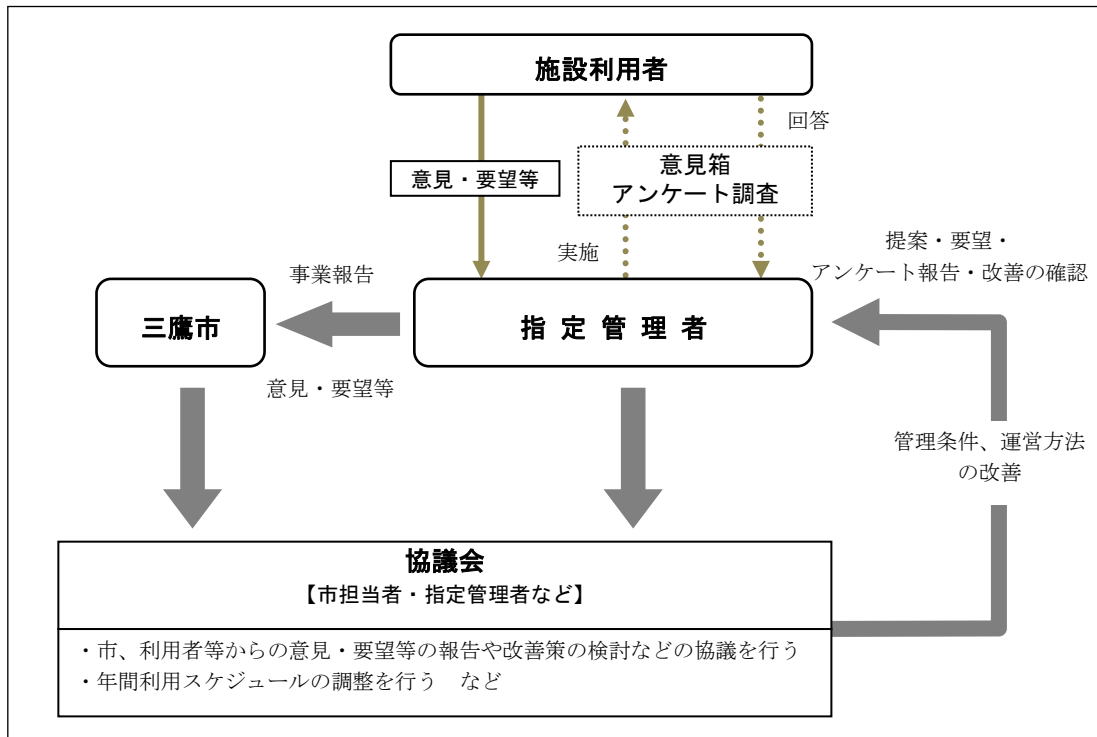
（５） 施設相互の連携

複合施設としての相乗効果を発揮し、一体的な管理運営が可能となるよう、市の各担当部署と指定管理者などが連携を図りながら、施設の管理運営を行う必要があります。そのために、各施設の担当職員や指定管理者などからなる横断的な組織を設置し、施設全体を統括しながら、施設相互の連絡調整や連携強化を図ります。

この組織では、定期的な協議会の開催を通じて、意見箱の設置や利用者アンケート調査の実施などにより把握した利用者の意見・要望等について分析や改善方法の検討を行うことにより、有効に施設の管理や事業企画等にフィードバックできる仕組みを構築し、施設サービスの向上へとつなげていきます。

また、災害時には、本施設は災害対策本部や災害医療対策実施本部など災害活動の拠点となることから、有機的な連携体制を構築していくための調整や検討を行っていきます。

【協議会】



(6) 市民参加と協働の推進

本施設において市民が積極的に関わり、市民から親しまれる施設とするために、施設の管理や事業展開において、市民参加と協働を推進していきます。例えば、多機能複合施設に整備される生涯学習センターでは、学習を支援する環境整備とあわせて、学習した市民が講師等として学習成果を地域に還元できる仕組みや、公園東側に設置する市民花壇などにおいて、植栽管理業務の一部を担う取り組みとして、NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会と連携して市民が自主管理を行うことにより、地域に密着した公園づくりと快適な環境づくりを進めるなど、施設に市民が集い、賑わいをもたらし、施設の運営を支える中で愛着が持てるような仕組みを構築するなど、運営面における市民参加を進めていきます。

また、施設の愛称として企業名や商品名を付けるネーミングライツ（施設命名権）の導入や、施設の一部、施設案内のホームページ、パンフレットなどに広告スペースを設けて民間企業などから広告を募るなど、民間企業との協働についても可能性を検討していきます。

第三章 施設の管理運営における基本事項

1. 施設の休館日・開館時間

(1) 集約対象施設の休館日と開館時間の現状

集約対象施設における休館日と開館時間については、それぞれの施設でばらつきがあり、異なっているのが現状です。集約化に伴い、多くの市民が利用しやすいよう見直しを図ります。

【集約施設の休館日と開館時間の現状】

施設名	休館日								開館時間
	月	火	水	木	金	土	日	祝日	
スポーツ施設 (第一体育館・第二体育館)	休館								9:00～21:00
	※祝日の場合は、その翌日。								
北野ハピネスセンター						休館	休館	休館	8:30～17:00 ※児童発達支援事業 「くるみ幼稚園」は 9:30～14:00
	※諸室の貸出は土曜日にも実施。								
総合保健センター						休館	休館	休館	8:30～17:00
福祉会館	休館								9:00～17:00 ※諸室の貸出は 21:00
	※祝日の場合は、その翌日。								
社会教育会館			休館					休館	9:30～21:30 (日曜日は 17:00 まで) ※6～9月は 22:00 まで

※ 年末年始（12月29日から1月3日まで）は全施設が休館日です。

※ 総合保健センターでは、日曜日、祝日、年末年始の10:00～11:45、13:00～16:00に、「休日歯科診療」を実施しています。

(2) 新施設の休館日と開館時間の考え方

施設の休館日と開館時間については、多くの市民が利用しやすいよう、以下の2点の考え方を基本に設定しました。

- ・ 市民の利便性とサービス向上を図るため、開館日や開館時間を拡充する。
- ・ 市民にとってわかりやすく、効率的な管理運営を行っていくため、曜日や時間によって開館しているエリアにできるだけばらつきが生じないよう休館日や開館時間の統一を図る。

(3) 施設の休館日・開館時間

各施設の休館日と開館時間は、(2)の考え方を踏まえて管理を行っていきます。特にスポーツセンターや生涯学習センターについては、下記案のとおり、開館日や開館時間を拡充し、市民サービスの向上を図ります。また、生涯学習センターの休館日については、他施設の休館日に合わせるための変更を行っていきます。

【施設の休館日と開館時間】

対象施設	休館日									開館時間
	月	火	水	木	金	土	日	祝日	頻度	
スポーツセンター (B2F・B1F・1F)	休館								月1回程度	9:00～22:00
生涯学習センター (4F・5F)										
福祉センター (3F)									毎週	9:00～17:00

- ※ 年末年始は全施設（休日歯科診療を除く）が休館日です。
- ※ 施設の定期点検や総合設備点検などの点検にともない、利用できない日があります。
- ※ クリーンプラザふじみの総合設備点検にともない、利用できない日があります。

2. 諸室の貸出

(1) 貸出対象の諸室

本施設の建物内には、スポーツセンターと生涯学習センターが配置されます。これらの施設の各諸室については、スポーツや生涯学習の推進のため、引き続き、団体やグループに対して貸出を行うとともに、スポーツセンターでは個人開放も行います。

また、各施設には会議室のほか、さまざまな事業や用途で使用する諸室が配置されます。一方、本施設内の休館日や開館時間を完全に統一することは困難であり、それらの諸室は休館日や利用時間外については利用されない諸室となることから、施設のセキュリティを考慮しながら、可能な限り一部の諸室の貸出を行い、市民サービスの向上を図ります。

【貸出対象諸室と貸出日、貸出時間（案）】

施設名		階数	対象諸室	貸出時間							
				月	火	水	木	金	土	日	祝日
スポーツ関係の諸室	スポーツセンター	B2 階	メインアリーナ サブアリーナ、武道場、 小体育室	9:00～22:00							
		B1 階	ランニング走路 トレーニング室								
		1 階	軽体操室、 多目的体育室、 プール								
	子ども 発達支援 センター	1 階	体育室	18:00～22:00				9:00～22:00			
生涯学習・福祉等関係の諸室	保健 センター	2 階	講堂	18:00～22:00				9:00～22:00			
	福祉 センター	3 階	会議室 1～4 号	9:00 ～22:00	18:00～22:00						
	生涯学習 センター	4 階	ホール、和室、 学習室 1～3 号、 創作室、料理実習室、 学習室(パソコン室)	9:00～22:00							
		5 階	学習室 4～6 号								

- ※ の諸室が、休館日や利用時間外に貸し出しする施設です。
- ※ 各施設における事業や事務の利用を最優先します。
- ※ スポーツセンター、生涯学習センターの休館日は、当該施設の全諸室に加え、福祉センターの対象諸室についても貸出を行いません。
- ※ 子ども発達支援センター、保健センターは、毎月 1 回程度は、対象諸室の貸出を行いません。
- ※ 上記のほか、屋外の公園施設や建物内のモール部分について貸出を予定しています。

(2) その他貸出対象

本施設には、レクリエーションの場となるような緑豊かな公園空間のほか、1 階のエントランスホール付近やプールとメインアリーナに挟まれたモール部分など、市民の交流とにぎわいを創出するためのスペースがあります。施設の有効利用の観点から、物品販売や展示・撮影など、広く多目的に利用できるよう、市などの業務に支障のない範囲で貸出を行っていきます。なお、政治、宗教活動を行うことはできません。

(3) 諸室の利用想定

① スポーツ関係の諸室

スポーツセンターは、これまでの第一、第二体育館と比較して諸室の数が増え一定のスペースが確保されることから、競技種目に応じて使用する諸室を設定し、諸室の貸出を行っていきます。また、アリーナ等の諸室においても、時間帯や場所を設定した上で、予約なしで個人や家族、友人等の少人数による利用が可能となるよう運用を行い、個人利用の充実を図っていきます。

また、現在の第二体育館のプールでは、曜日や時間によって団体利用と個人利用とを分けて運用していますが、新しい施設ではプール全体の団体貸切は行わずに新しくコース貸しを設定し、大会等の開催時以外は原則的に個人利用が可能となるよう運用していきます。

【利用想定】

■個人利用にのみ貸出

階	諸室名	主な用途	団体利用時の使用区分
B 1 階	トレーニング室	トレーニング、ストレッチ、リコンディショニング	—
	ランニング走路	ランニング、ウォーキング	—

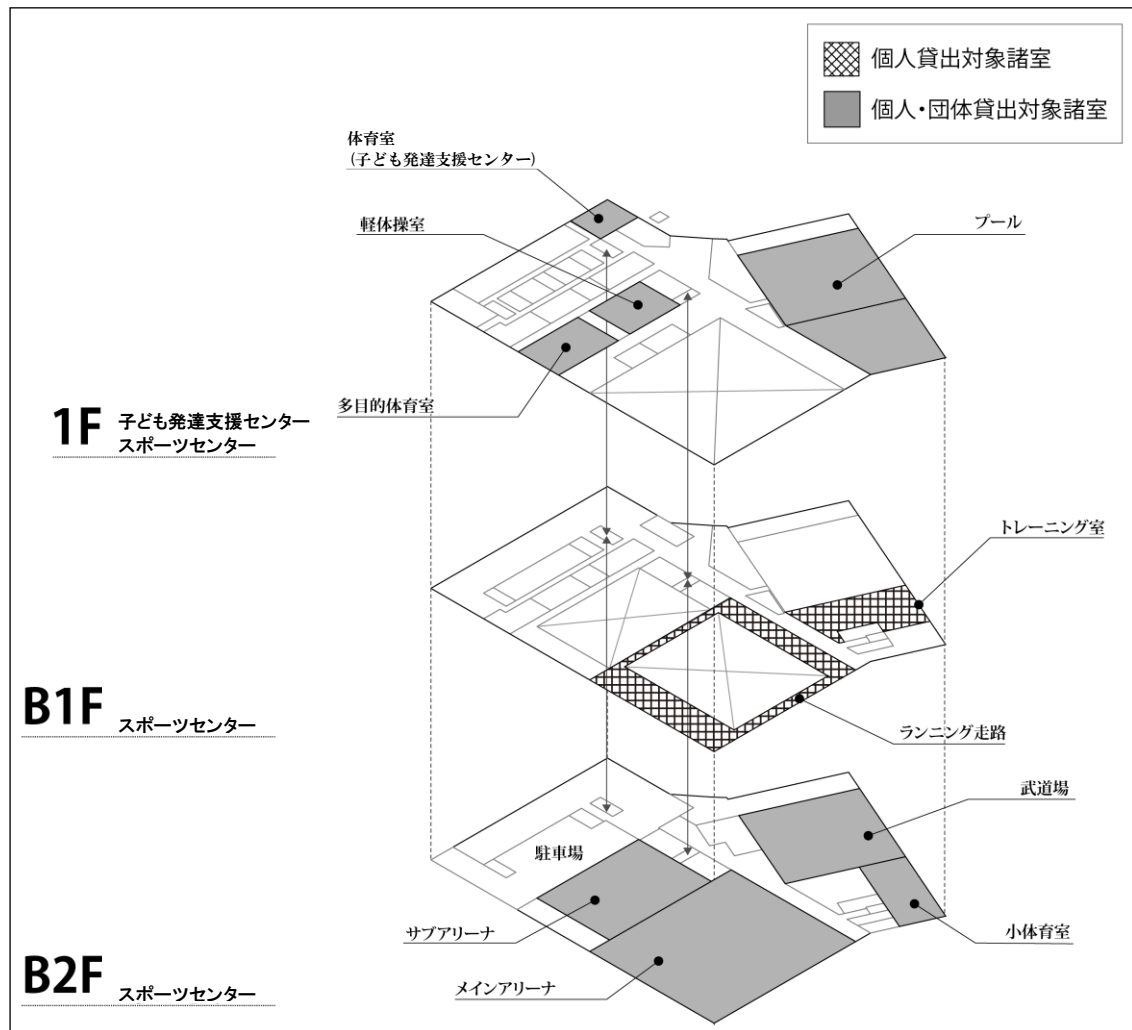
■団体利用／個人利用に貸出

階	諸室名	主な用途	団体利用時の 使用区分
B 2 階	メインアリーナ	バレーボール、バスケットボール、 バドミントン、卓球、ダンス、 ニュースポーツ	全面利用 又は 1/2利用
	バスケットボール2面、バレーボール2面、バトミントン8面など		
	サブアリーナ	バレーボール、バスケットボール、 バドミントン、卓球、パドルテニス、 フットサル、ニュースポーツ	全面利用のみ
	バスケットボール1面、バレーボール1面、バトミントン3面など		
	武道場	剣道、柔道、なぎなた、合気道、 少林寺、太極拳、空手	全面利用 又は 1/2利用
小体育室	ヨガ、ストレッチ、軽体操、卓球	全面利用のみ	

1 階	プール	水泳、ウォーキング、水遊び	コース貸し
	メインプール（25m×8 コース）、健康増進プール（25m×2 コース）、 幼児用プールなど		
	軽体操室	ヨガ、ストレッチ、ミーティング、 講習会、ダンス	全面利用
	多目的体育室	相撲、多目的利用	全面利用
	体育室（子ども発達 支援センター）	ヨガ、ストレッチ、軽体操	全面利用

- ※ 和洋弓場は本施設に含めず、市民センター内の既存建物（第一体育館、第二体育館、福祉会館など）を撤去し、駐車場や緑地などの整備とあわせて配置することとしています。
- ※ リコンディショニングとは、「自らの体調を知り、見直し、その人に合った身体の状態に回復・改善させること」をいいます。

【諸室の構成と貸出対象諸室図】



② 生涯学習・福祉等関係の諸室

多機能複合施設内の生涯学習センターや福祉センター等の各諸室の用途については、基本的に現施設の用途等をそれぞれ引き継ぎ、団体への貸出を行います。各諸室の席数は、現在の施設における使用実態を踏まえ、施設規模にあわせたものとします。

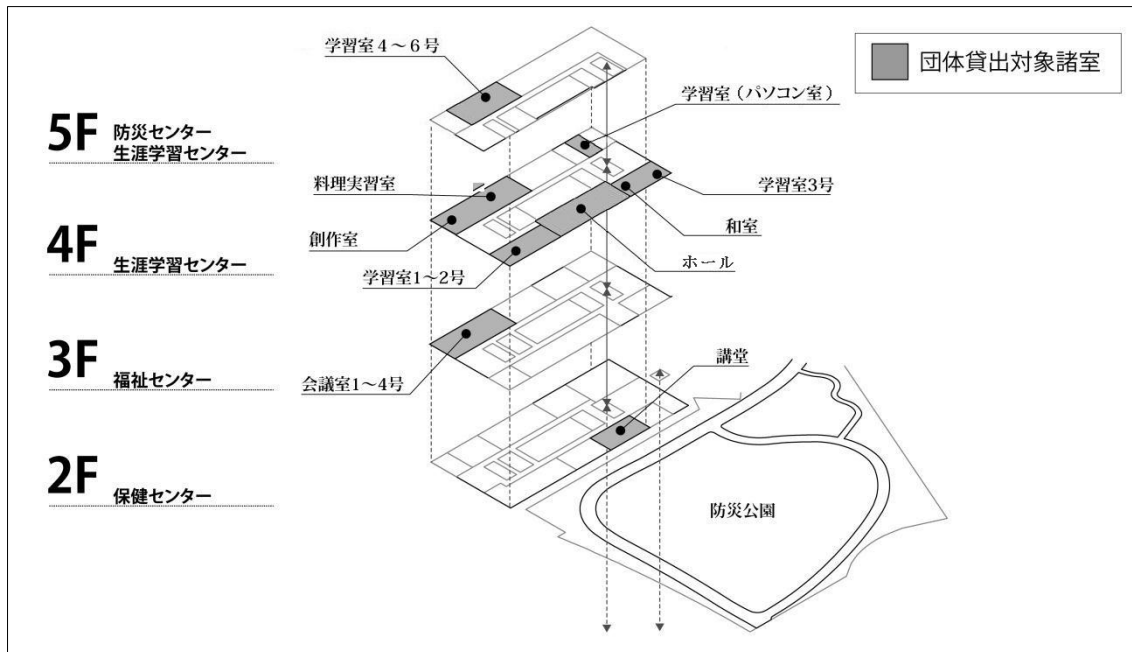
【利用想定】

施設	階	諸室名	席数※1		主な用途
生涯学習センター	4階	ホール	126席		舞台が設置され、劇、合唱をはじめ、発表会、映画会、講演会などに利用が可能。
		学習室(3室)	各30席		様々な学習会や会議、小規模の講演会に利用が可能。
		創作室	美術ゾーン	36席	陶芸窯が完備され、陶芸、木工、絵画などに利用が可能。
			陶芸ゾーン	36席	
		料理実習室	30席		調理台やレンジが設置され、料理実習などに利用が可能。
		和室	15畳		畳の部屋で様々な学習会や文化活動などに利用が可能。
		学習室(パソコン室)	17席		パソコン等のOA機器が設置され、パソコンを使った学習が可能。
	5階	学習室(3室)	2室	各24席	小規模の様々な学習会や会議に利用が可能。
			1室	18席	
保健センター	2階	講堂	50席		会議、講演会、研修会、学習会
福祉センター	3階	会議室(4室)	各25席※2		会議、講演会、研修会、学習会

※1 各諸室（創作室・料理実習室を除く）の席数は、教室型に机と椅子を配置した場合の席数です。

※2 4室一括で利用する場合は、117席の利用が可能となります。

【諸室の構成と貸出対象諸室図】



(4) 利用時間区分

団体に対して貸出する諸室の利用時間区分については、施設毎の利用ニーズを踏まえ、多くの利用者が使用できるよう、下記のとおり設定します。

【スポーツ関係の諸室】

諸 室				
メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、小体育室、軽体操室、多目的体育室 子ども発達支援センター（体育室）				
利用時間区分及び時間数				
9:00～12:00 (3時間)	12:00～15:00 (3時間)	15:00～18:00 (3時間)	18:00～21:00 (3時間)	21:00～22:00 (1時間)

※ 連続した複数単位の予約・利用も可能です。また、利用時間には、準備・後片付け、更衣の時間を含むものとします。

※ 子ども発達支援センター（体育室）は事務事業等の利用が優先されます。よって、平日は 18:00 以降の利用のみとなります。

諸 室						
プール（コース貸し）						
利用時間区分及び時間数						
9:00～11:00 (2時間)	11:00～13:00 (2時間)	13:00～15:00 (2時間)	15:00～17:00 (2時間)	17:00～19:00 (2時間)	19:00～21:00 (2時間)	21:00～22:00 (1時間)

※ 連続した複数単位の予約・利用も可能とします。また、利用時間には、準備・後片付け、更衣の時間を含むものとします。

【生涯学習・福祉等関係の諸室】

諸 室				
生涯学習センター（ホール、学習室、創作室、料理実習室、和室） 福祉センター（会議室）、保健センター（講堂）				
利用時間区分及び時間数				
9:00～12:00 （3時間）	12:00～15:00 （3時間）	15:00～18:00 （3時間）	18:00～21:00 （3時間）	21:00～22:00 （1時間）

※ 連続した複数単位の予約・利用も可能とします。また、利用時間には、準備・後片付け、更衣の時間を含むものとします。

※ 各施設の事務事業等の利用が優先されます。福祉センター（会議室）については、月曜日を除き 18:00 以降の利用のみとなります。また、保健センター（講堂）については、平日は 18:00 以降の利用のみとなります。

（５） 利用者登録

本施設の利用にあたっては、事前に利用者登録を行うことにより、市民の方は、個人利用カードの交付を受け、また市内の団体の方は、団体利用カードの交付を受けることにより、施設の使用料金は市内料金の額の適用を受けられます。また、個人利用の場合には、ふじみ衛生組合の構成市（調布市）の在住者についても、個人利用カードの交付を受けることにより、施設の使用料金は市内料金と同額の適用を受けられます。なお、各登録については、随時受付を行います。

① 個人登録（個人利用カードの交付対象）

- ・三鷹市民（市内在住、在勤、在学者）
- ・調布市在住者

※個人への貸出対象諸室は、スポーツ関係諸室となります。

② 団体登録（団体利用カードの交付対象）

施設の集約化にあわせて、各センターの設置目的に適した団体が優先的に利用できるように、団体を４つに区分して登録を行います。

登録の際には、団体名、使用施設、会員数、種目・活動内容、代表者名、連絡先、連合組織の加盟状況、登録名簿などを記載して申請することになります。

・スポーツ等関係団体

体育協会加盟団体、スポーツ団体をスポーツ等関係団体と位置付けます。

・生涯学習等関係団体

生涯学習自主グループ・芸術文化協会加盟団体・PTA連合会を生涯学習等関係団体と位置付けます。

・福祉等関係団体

市の助成福祉団体、社会福祉協議会及びボランティアセンターの登録団体、医療・保健関係等の団体を福祉等関係団体と位置付けます。

・その他の団体

自治会・町会・マンション管理組合・学校父母会等をその他の団体と位置付けます。

【登録の条件】

		スポーツ等関係	生涯学習等関係	福祉等関係	その他
個人	市内	三鷹市民 (市内在住、在勤、在学者) 調布市在住者			
	市外	前登録は不要			
団体	市内	・グループの人数が6人以上で、その半数以上が三鷹市民であること。 ・18歳以上の責任者がいること。			
	市外	・グループの人数が6人以上の市内団体以外。 ・18歳以上の責任者がいること。			

(6) 利用手続き

① 個人利用

利用日当日に券売機等にてチケットを購入し、受付窓口で提示することにより、諸室の利用が可能になります。

② 団体利用

施設の集約化にあわせて各センターの設置目的に適した団体が優先的に利用できるよう、団体登録区分に応じて各センターの予約時期に差を設けています。また、施設の予約のために、パソコン、携帯電話、利用者端末といった方法により施設の貸出等が可能な施設予約等システムを運用します。予約申込みの日程については、下記のとおりです。

〈抽選申込み〉

各センターの設置目的に適した市内団体は、各センターの諸室について、使用月の3か月前の1日から10日までの間は、施設予約等システムにより、抽選予約の申込みが可能となります。抽選は毎月11日に行い、結果については15日に公表し、申込み完了手続きとなります。

〈先着申込み〉

抽選申込みに落選した各センターの設置目的に適した市内団体は、各センターの諸室に空きがある場合には、施設予約等システムにより、市内団体は2か月前の1日から利用当日までの間に、先着申込みが可能となります。

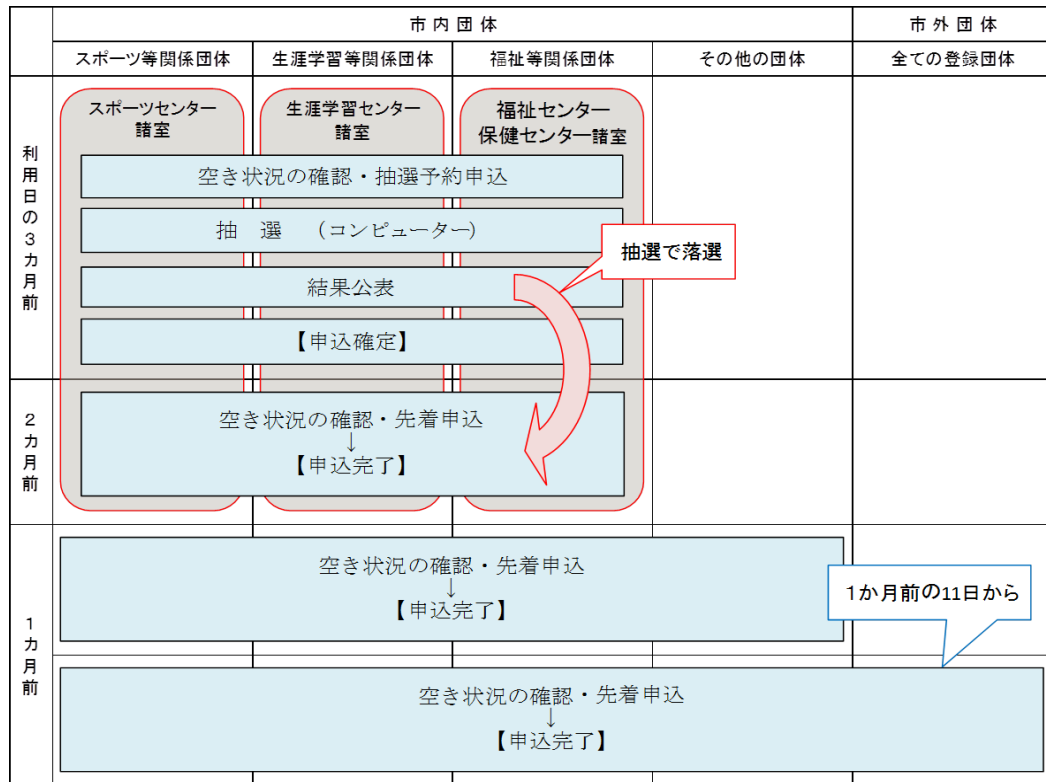
また、使用月の1か月前の1日から利用当日までの間は、空きがある場合には、市内のすべての団体が、全ての諸室について、先着申込みが可能となります。

さらに、市外団体は1か月前の11日から利用当日までの間に、先着申込みが可能となります。

〈使用料金の納付〉

申込み手続き完了から利用日当日までの間に事前納付が必要となります。

【予約のスケジュール】



3. 使用料金

(1) 使用料金についての基本的な考え方

諸室の使用料金については、市民全体の負担の公平性の観点から、受益者負担を原則としています。そのため、現在、無料としている施設についても有料とするとともに、それぞれの料金設定に当たっては、施設が新しくなることから現行施設の料金にとらわれず、施設規模なども踏まえながらも近隣自治体等の類似施設の料金などを参考に、現時点での案として設定をしています。

(2) 各諸室の使用料金

各諸室の使用料金案は、近隣自治体の類似施設を参考に、3時間区分の料金（一部、2時間区分あり）を設定しました。新しい施設では、施設の利用促進の観点から、現在、市内在住、在勤、在学の方に限定している利用を、市外利用者も利用できるよう運用していきますが、料金については、市内料金の概ね1.5倍の額としていきます。ただし、ふじみ衛生組合のごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」より余熱や電力の提供を受けることを踏まえて構成市の在住者の料金には市内在住、在勤、在学者の料金と同額としていきます。

このほか、小・中学生については、小人料金を設定するとともに、興業や営利目的利用の料金設定も行うこととし、通常料金の3倍の額としていきます。

【スポーツ関係諸室の使用料金表（案）】

施設名	諸室名	面積	使用区分	使用料金		使用料金(個人利用)	
				区分① (3時間)	区分② (1時間)	大人	小人 (中学生以下)
スポーツ センター	メインアリーナ	1,633 m ²	全面使用	11,400 円	3,800 円	[3時間] 400 円	[3時間] 100 円
			1/2 使用	5,700 円	1,900 円		
	サブアリーナ	903 m ²	全面使用	6,200 円	2,000 円		
	武道場	1,074 m ²	全面使用	6,900 円	2,300 円		
			1/2 使用	3,450 円	1,150 円		
	小体育室	279 m ²	全面使用	1,900 円	600 円		
	プール	739 m ²	1 コース (2 時間)	2,800 円	900 円	[2時間] 400 円	[2時間] 100 円
	トレーニング室	367 m ²	(個人のみ)	—	—	[2時間] 150 円	—
	ランニング走路	703 m ²	(個人のみ)	—	—		[2時間] 50 円
	軽体操室	278 m ²	全面使用	2,100 円	700 円		[3時間] 400 円
子ども 発達支援 センター	多目的体育室	210 m ²	全面使用	1,400 円	450 円	[3時間] 400 円	[3時間] 100 円
		135 m ²	全面使用	900 円	300 円		

- ※ プールの団体使用料金は2時間単位の1コース当たりの料金である。
- ※ 市外団体の使用料金は、表上の金額の概ね1.5倍とする。
- ※ 興行及び営利目的の利用（団体が入場料などを徴収して使用する場合）については、表上の金額の3倍とする。
- ※ 使用料金(個人利用)とは、アリーナ等の諸室において、施設側で指定した時間帯や場所で、個人や家族、友人等の少人数で利用する場合の使用料金です。
- ※ 貸出施設の付属備品・設備についてもそれぞれ利用に応じて使用料金を徴することとする。
- ※ 区分①は、9:00～12:00、12:00～15:00、15:00～18:00、18:00～21:00の各区分に係る使用料金であり、区分②は、21:00～22:00の区分に係る使用料金。

【学習室・会議室等の使用料金表（案）】

施設名	階数	対象諸室		面積	定員	使用料金			
						区分① (3時間)		区分② (1時間)	
生涯学習 センター	5階	学習室(中) [2室]		43 m ² ・44 m ²	24 人	1室あたり	1,500 円	1室あたり	500 円
		学習室(小) [1室]		41 m ²	18 人	1室あたり	1,400 円	1室あたり	450 円
	4階	ホール		198 m ²	126 人		6,700 円		2,200 円
		学習室(大) [3室]		64 m ² ～67 m ²	30 人	1室あたり	2,200 円	1室あたり	700 円
		創作室	美術ゾーン	58 m ²	36 人		2,000 円		700 円
			陶芸ゾーン	61 m ²	36 人		2,000 円		700 円
		料理実習室		74 m ²	30 人		2,500 円		800 円
		和室		38 m ²	18 人		1,300 円		400 円
		学習室(パソコン室)		27 m ²	17 人		900 円		300 円
福祉センター	3階	会議室 (4室)		41 m ² ～48 m ²	25 人	1室あたり	1,500 円	1室あたり	500 円
保健 センター	2階	講堂	全面	97 m ²	50 人		3,200 円		1,000 円
			1/2				1,600 円		500 円

- ※ このほか、福祉センターに配置する「浴室」及び「ゴルフ練習場」についても、有料とする。
(浴室：100 円/1 回ゴルフ練習場：100 円/1 回)
- ※ 市外団体の使用料金は、表上の金額の概ね1.5倍とする。
- ※ 興行及び営利目的の利用（団体が入場料などを徴収して使用する場合）については、表上の金額の3倍とする。
- ※ 貸出施設の付属備品・設備についてもそれぞれ利用に応じて使用料金を徴することとする。
- ※ 区分①は、9:00～12:00、12:00～15:00、15:00～18:00、18:00～21:00の各区分に係る使用料金であり、区分②は、21:00～22:00の区分に係る使用料金。

（３） 使用料金の減免

負担の公平性を確保しつつ、施設利用の促進につなげるため、各施設の使用の料金の減免を設定していきます。

具体的には、公共的団体が広く市民を対象とした事業等に使用するときや、障がい者が利用する場合などは免除とし、スポーツ等関係団体、生涯学習等関係団体や福祉等関係団体が一定の条件を満たして利用する場合などは、1/2 減額とし、施設利用の誘導を図ります。

【使用料金の減免事項（案）】

スポーツ関係、 会議室、学習室 等の諸室	免除	・ 市内の公共的団体が広く市民を対象とした事業等に使用するとき。 ・ 心身障がい者（児）又は心身障がい者で組織する市内の団体が使用するとき。 ・ 使用する者の責によらない理由で使用できないとき。 ・ 使用の承認を受けた者が使用日の 7 日前までに使用の取消しを申請したとき。
	1/2 減額	・ スポーツ等関係団体、生涯学習等関係団体、福祉等関係団体が、一定の条件を満たして利用するとき。
	その他	・ 指定管理者が必要であると認めるときには、指定管理者が必要であると認める額を減額又は免除

（４） 使用料金の支払方法

使用料金の支払方法については、従来の券売機での入場券の購入のほか、回数券や定期券、プリペイドカード、ＩＣＴの活用など、多様な料金体系や支払方法について、指定管理者の提案事項としていくことなどにより、施設の利用促進と利便性の向上につなげていきます。

（５） ボランティア・ポイント制導入の検討

市民の施設利用、社会貢献活動への参加及び健康づくり活動等を促進し、本施設で市民がいきいきと活動するとともに、市民に親しまれる施設となるよう、施設の維持管理、事業の企画運営の補助、設定した対象事業の参加などにおいて、ボランティア・ポイント制の導入を検討していきます。

例えば、施設を利用する団体等が、施設の清掃作業や事業の企画運営、イベントの補助などの協力を行うほか、利用する個人が、市が設定した対象事業等に参加し、また活動を実践することにより、一定のボランティア・ポイントを獲得した場合には、獲得したボランティア・ポイントは、施設の使用料金をポイント数に応じて減免するなどの仕組みを検討していきます。

第四章 複合施設の特徴を踏まえた管理運営

1. 施設利用のためのサポート

(1) 総合受付等の設置

本施設は、複合施設であり、業務内容が広範多岐にわたるほか、昼間と夜間や曜日毎の開館状況も異なることなどから、施設利用者の視点に立って、施設の業務内容、諸室の配置や利用状況などを表示しつつ、適切に案内・誘導をしていくことが求められます。

施設利用者に対する案内の方法としては、1階のエントランス付近の「総合受付」に案内人を配置するとともに、総合受付と各フロアのエレベータ付近に「電子情報掲示板」を設置し、各施設の配置や業務内容のほか、施設内の各種事業、自主活動、イベント等の利用状況に関する情報を一元的に提供し、適切な案内・誘導を行っていきます。また、施設内には防災センターが設置されることから、掲示板では市内の防災情報等も発信していきます。

総合受付では、施設の案内・誘導、情報提供のほか、諸室の貸出受付等も行っています。

【総合受付の役割】

- ・施設の案内、誘導
- ・施設で行われる各種事業、自主活動、イベント等の情報の提供
- ・諸室の貸出受付等（利用申込受付・承認、利用許可書の交付、スケジュール管理、使用料金の収受、使用料金の免除、鍵の貸出管理など）
- ・電話受付・交換
- ・館内放送・呼び出し
- ・その他

(2) ICTの活用

本施設では、多様化していく利用者ニーズを捉えながらICTを活用し、利便性向上を図っていきます。

施設の貸出にあたっては、施設内の全ての諸室を対象とした貸出予約や管理を行うシステムを構築し、わかりやすい施設情報の提供と施設利用における利便性の向上を図っていきます。

また、健康長寿社会の実現を目指して、保健・健康、福祉との連携を図り、スポーツを取り入れた健康づくりを推進していくために、個人の健康状態を把握し、運動指導のプログラムの提供や生活改善指導へ効果的につなげていくための支援システムの導入も行っています。

このほか、本施設は、災害時には市の災害対策本部が設置され、防災活動の拠点となることから、市内の被害状況などの災害対策本部が必要とする情報をいち早く収集、整理する「災害情報システム」などを構築し、ICTを活用して迅速な情報収集と適確な災害対応を行っていきます。

(3) 保育室の設置

施設利用者の利便性向上を図るため、多機能複合施設の1階に保育室を配置します。保育室は施設全体の共用のものとし、生涯学習講座やスポーツ教室の開催時における保育の場などとしていきます。

また、保育スペースが不足する場合には、他の諸室などのスペースを活用し対応していきます。

2. 施設間連携による事業の展開

(1) 健康・スポーツ面での連携

本施設には、市民の健康の保持や健康増進のための事業を行う保健センターと、軽スポーツから競技スポーツまで幅広い層が利用可能なスポーツセンターを同一施設内に配置することから、スポーツを取り入れた健康づくりを推進し、健康長寿社会の実現を目指します。

具体的には、スポーツセンターのトレーニング室に相談室を併設し、スポーツと連携した健康づくりや介護予防のための生活機能チェックシステムなどの活用を視野に入れ、個人の健康・体力状態に応じたプログラムを提供することにより、リコンディショニング（自らの体調を知り、見直し、その人に合った身体の状態に回復・改善させる）を行うことができるよう、スポーツと健康づくりの連携を図りながら効果的な相談体制等を構築します。

【スポーツを取り入れた健康づくり（リコンディショニング）イメージ図】



(2) 子どもの発育・発達支援に関する連携

総合保健センターでは、乳幼児健診などを実施しており、その際、子どもの発育・発達に応じたスクリーニング等により、必要に応じて乳幼児の運動機能や心理面の経過観察を行い、乳幼児の健全な育成と発達障がいなどの早期発見に向けた取り組みを行っています。また、北野ハピネスセンターの幼児部門では、早期療育に向けた専門の相談、療育、指導、訓練等の各種事業を行っています。

子どもの発育・発達に関する業務を行う2つの施設が本施設に集約化されることに伴い、両者の連携を強化し、情報の共有化と円滑な引継ぎを行うことにより、発見・相談・療育のワンストップサービスを実現し、できるだけ早期に、より適切な発達を促す療育支援を展開します。

なお、子ども発達支援センターでは専門支援の対象年齢を拡充し、子どもの発育・発達に関する中核的な療育支援施設としていきます。

3. 施設の安全管理のための取り組み

本施設は、集約化に伴い施設全体の規模が大きくなり、多くの人が施設に出入りすることとなります。一方、多様な機能を有することから、施設全体で休館日や開館時間を完全に統一して管理運営を行っていくことは困難です。このようなことから、施設内は壁や扉による物理的なセキュリティ区画を設けて、各施設の開館状況に応じてゾーニングを行いながら、目視などによる確認とあわせて、職員等の入退出に関するICカードの導入や電気錠の採用など施設の安全な管理を推進します。

また、施設の警備体制については、警備担当による巡回と防犯カメラを設置するなどの機械警備を併用しながら、施設全体の安全性を確保し、最適なセキュリティ環境を構築します。

第五章 災害時における機能転換等

1. 災害時の施設機能

(1) 機能転換の基本的な考え方

本施設は、災害時には、施設内への市民の立ち入りを制限して平常時の施設利用から機能転換を行います。公園施設は、市民センター、農業公園、仙川公園などと一体となった防災拠点形成の中で、災害発生直後の一時避難場所となるとともに、施設内は災害対策上核となる本部機能を集約し、防災センター機能をもった活動拠点として、効率的な運用計画を策定し、推進してきます。

なお、本施設の整備にあたっては、周辺道路の電線類の地中化や主要幹線道路からのアクセス整備をあわせて行い、都市防災機能のさらなる向上を図っていきます。

(2) 災害時の具体的な機能

① 災害対策活動の中心拠点としての機能

本施設の多機能複合施設では、市の災害対策本部、災害医療対策実施本部、災害ボランティアセンター本部など、さまざまな本部機能を集結させ、警察、消防、病院をはじめとする防災関係機関と連携を図りながら、施設全体を災害対策活動の中心拠点としていきます。災害対策本部では、災害情報の収集、伝達や応急対策の決定などを行い、災害対策活動の陣頭指揮をとります。また、災害医療対策実施本部では、市災害医療コーディネーターの助言を受けて、市内7つの医療拠点や市内7小学校に開設される医療救護所をはじめ、消防署等防災機関との連携体制の確立に努め、医療救護活動に関する情報の収集と活動方針の決定を行うとともに、災害ボランティアセンター本部では、災害時におけるボランティア活動に関し、社会福祉協議会と連携して災害ボランティアの受け入れや活動依頼等を行っていきます。

② 一時避難場所としての機能

災害時には、公園の広場、西側広場、東側広場などのオープンスペースが一時避難場所として機能します。一時避難場所は、火災の発生等により危険と判断した場合、身の安全を確保するために一時的に避難する場所であり、情報の伝達のほか、自宅で十分な生活ができない方に対して食料やトイレの提供などを行っていきます。

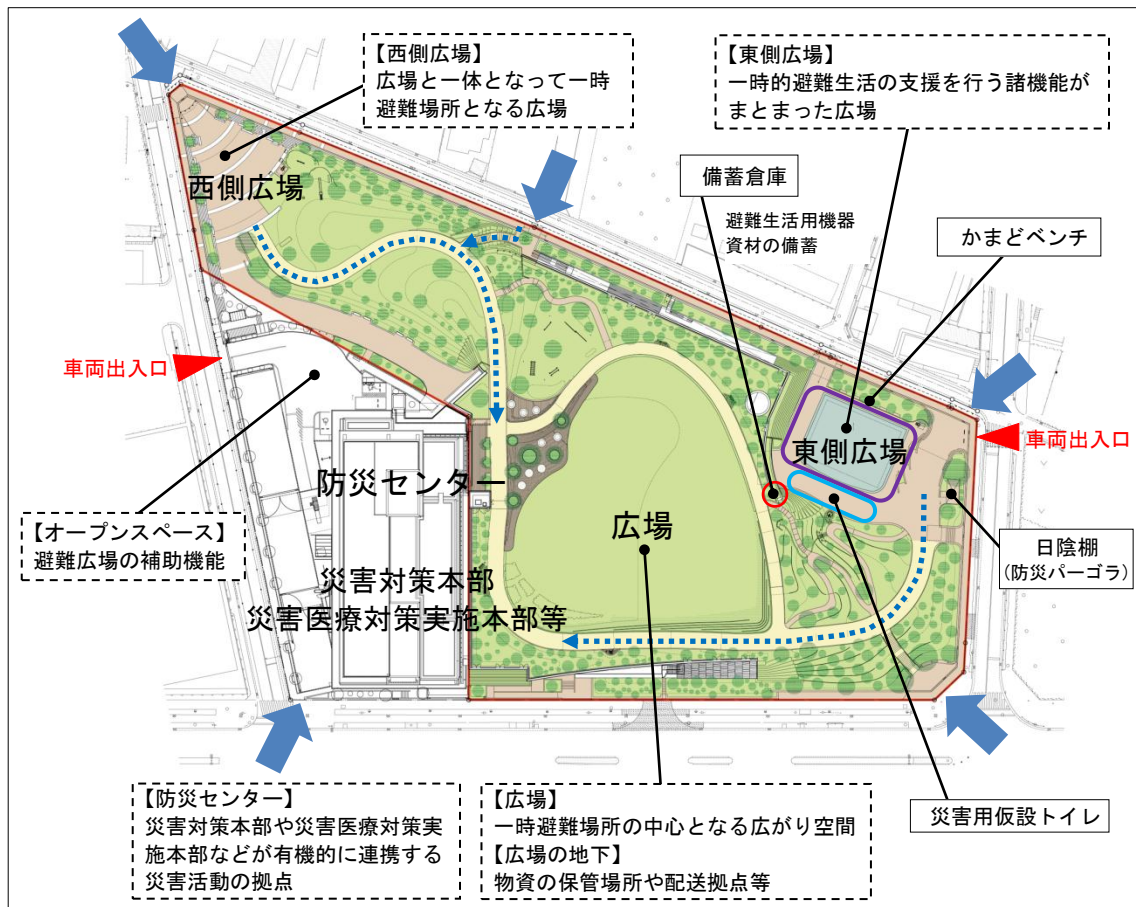
③ 物資等の集積・保管場所としての機能

公園施設の地下部分に配置するスポーツセンターの地下2階アリーナでは、支援物資の保管場所として、各地からの救援物資を受け入れ、仕分けを行い、各避難所へ配送する、支援物資のストックヤード、配送拠点として機能します。

【施設の機能転換】

		平常時	災害時	
			機能	主な活動
防災公園		憩い、レクリエーションの場	一時避難場所	情報の提供
スポーツセンター		アリーナ、武道場、トレーニング室、プールなど	支援物資のストックヤードなど	避難所支援 物流管理 など
多機能複合施設	5階	防災センター 生涯学習センター	災害対策本部 消防団指揮本部	映像情報などによる状況確認、被災現場からの即時情報収集・伝達、応急対策の決定
	4階	生涯学習センター	災害対策本部 (関係機関対応)	災害ボランティアセンターの運営
	3階	福祉センター	災害ボランティアセンター本部	災害時医療活動
	2階	保健センター	災害医療対策実施本部	福祉避難所の運営
	1階	子ども発達支援センター	福祉避難所	

【災害時の機能配置図】



2. 災害時のための設備等の充実・確保

(1) 一時的避難生活の支援のための設備の充実

防災公園は火災などの二次災害から避難するための一時避難場所となることから、公園の東側広場には、マンホールに専用の便器とテントを設置する「災害用仮設トイレ」や、周囲にシートなどで覆うことで雨風をしのげるスペースにもなる「日陰棚（防災パーゴラ）」、座板を取り外すことでかまどとして使用できる「かまどベンチ」などを配置し、炊き出しなど避難者を支援する場として活用していきます。

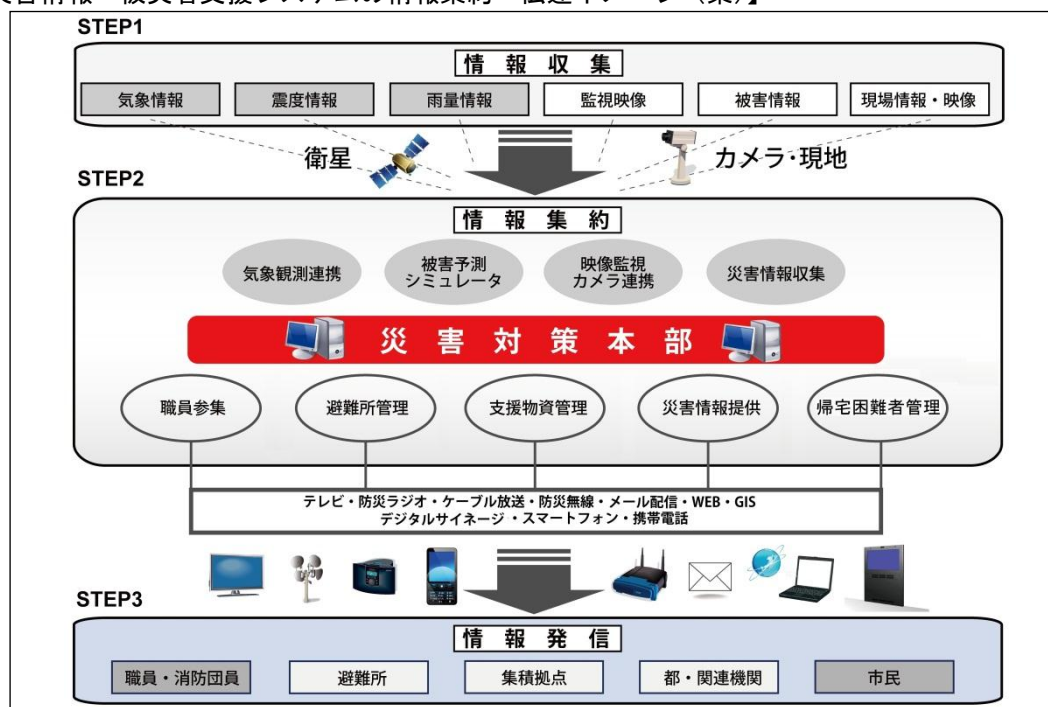
(2) 災害時のライフラインの確保

災害発生時に想定される電気や上下水道などのインフラ停止に対応するため、消防法及び建築基準法に基づく非常電源設備として、地下2階発電機室に自家発電設備を設置し非常時における電気の確保をするとともに、生活用水としての井戸水や地上1階に整備するスポーツセンターのプールの水を利用するなど、災害時の活動拠点としての機能を確保していきます。

(3) ICTを活用した防災関連システムの導入

本施設には、災害発生直後に市内の被害状況、救出救援や被災者の避難状況などの情報収集と整理の迅速化を図り、的確な応急対策活動を実施するための「災害情報システム」や、避難者の安否確認や被災証明発行などに速やかに対応するための「被災者支援システム」などを導入し、ICTを活用した迅速な情報収集と適確な災害対応を行うための設備等の充実を図ります。また、市民への情報伝達にあたっては、同報系無線をはじめ、災害時優先電話、緊急メールなど、既設情報伝達ツールを活用しての効果的な発信を行っていきます。

【災害情報・被災者支援システムの情報集約・伝達イメージ（案）】



3. 災害時を想定した平常時の施設利用

(1) 市民の防災意識の普及啓発の活動拠点

本施設の東側広場には、災害時に備えたさまざまな設備が設置されることから、平常時からこうした設備を使用した訓練を行うなど、市民の防災意識の普及啓発を図るための活動拠点としていきます。

(2) 消防団の訓練スペースの確保

多機能複合施設の西側には、消防団が消火活動で必要となる基本的な器具操作・動作の確認を行うための訓練である「消防操法訓練」のスペースを確保し、初期消火や救助救護活動などを行う消防団の活動を支援するための場所として活用します。

第六章 施設のランニングコスト

1. 総ランニングコスト

質の高いサービスを提供しながら効率的に施設を運営していくための「管理費」、
「事業費」「維持費」の合計が、本施設に係る総ランニングコストとなります。

(1) 管理費

スポーツセンター、生涯学習センター、防災公園における事業の推進や施設の
運営のために必要な、人件費、事務費を中心とした経費です。

(2) 事業費

スポーツセンター、生涯学習センター、防災公園において、各種教室やイベン
トをはじめとする様々な事業を展開するために必要な経費です。

(3) 維持費

本施設の設備管理・保守点検・保安警備・清掃及び植栽管理等のメンテナンス
費、光熱水費、修繕費、施設の案内誘導及び受付業務等に係る経費です。

なお、直営施設である子ども発達支援センター、保健センター、福祉センター、
防災センターに係る「管理費」と「事業費」は、今後、それぞれの施設の事業運営
の詳細を検討する中で明らかにしていきます。したがって、ここではこれらの経費を
除いたランニングコストのシミュレーションを示すこととします。

【ランニングコストの費用区分と業務分担 ①】

	総ランニングコスト		
	管理費	事業費	維持費
スポーツセンター	指定管理者	指定管理者	指定管理者
生涯学習センター			
防災公園			
その他施設	直営	直営	業務委託

2. 維持費の推計

本施設全体の「維持費」（下図赤枠部分）は、総額で3億4千1百万円と推計しています。現在の各施設の維持費（平成26年度予算額）の合計額は1億3千1百万円であることから、新施設に移行することで2億1千万円の増額となります。

しかし、開館時間の延長や開館日の増によって、生涯学習センターの年間利用時間は53.5%の増（2,930時間→4,498時間）、スポーツセンターは46.0%の増（3,080時間→4,498時間）になるものと想定しています。また、スポーツセンターについては、施設規模が3.6倍に拡大します。

こうしたことを踏まえ、維持費全体を1㎡・1時間当たりの所要額に換算すると、生涯学習センターは52.8%の減（4.96円→2.34円）、スポーツセンターは11.3%の減（3.98円→3.53円）となります。

このように集約施設として一体的に管理することで階段やエレベータなどの共有化が図られ、サービスの質と量の拡大を図りながら、維持管理業務の効率性が向上するものと見込んでいます。また、ふじみ衛生組合の「クリーンプラザふじみ」におけるごみ処理過程で発生する熱エネルギーの活用により、CO2 排出抑制とあわせて施設の光熱水費の縮減を図ることとしています。

今後、さらに維持管理の方法について検討を進め、コストの削減に向けた努力を続けていきます。

【ランニングコストの費用区分と業務分担 ②】

	総ランニングコスト		
	管理費	事業費	維持費
スポーツセンター	指定管理者	指定管理者	指定管理者
生涯学習センター			
防災公園			
その他施設	直営	直営	業務委託

【施設ごとの維持費の推計】（上図赤枠部分）

（単位：百万円）

	推 計	平成26年度予算	増 減
スポーツセンター	228	48	180
生涯学習センター	18	32	△14
防災公園	37	—	37
防災センター	7	1	6
福祉センター	15	30	△15
保健センター	15	14	1
子ども発達支援センター	21	6	15
合 計	341	131	210

3. 指定管理料の推計

本施設の管理運営に関する業務のうち、スポーツセンター、生涯学習センター、防災公園の、事業運営、維持管理、総合受付、その他施設運営に係る総合調整については、指定管理者が行うことを想定しています(利用料金制度の活用については、今後の検討課題とします。)

指定管理料については、スポーツセンター、生涯学習センター、防災公園の合計で、5億4千9百万円と推計しています。一方、施設使用料等の収入を1億9百万円と見込んでいることから、差引一般財源は4億4千万円となります。

現在の各施設の運営費(一般財源ベース)と比較すると、年間総利用時間の増やスポーツセンターの規模の拡大、防災公園の管理運営が新たに加わることのほか、民間事業者を活用した積極的な事業展開など、サービスの大幅な向上を想定していることから、全体で1億8千2百万円の増となります。

なお、指定管理業務の詳細な検討と合わせて、今後、関連する市の組織・職員定数の見直しを検討するなど、効率的な組織運営に向けて取り組んでいきます。

【ランニングコストの費用区分と業務分担③】

	総ランニングコスト		
	管理費	事業費	維持費
スポーツセンター	指定管理者	指定管理者	指定管理者
生涯学習センター			
防災公園			
その他施設	直営	直営	業務委託

【施設ごとの指定管理料の推計】(上図赤枠部分)

(単位：百万円)

	施 設	事業費	関連歳入	一般財源
推 計	スポーツセンター	401	81	320
	生涯学習センター	75	28	47
	防災公園	73	0	73
	合計	549	109	440
平成 26 年度予算	スポーツセンター	160	18	142
	生涯学習センター	118	2	116
	防災公園	0	0	0
	合計	278	20	258
増 減 額	スポーツセンター	241	63	178
	生涯学習センター	△43	26	△69
	防災公園	73	0	73
	合計	271	89	182

第七章 今後の検討課題

1. 災害時の運営に関する検討

災害時に、施設への立ち入りを制限し、平常時の施設利用から災害時の施設利用への機能転換や、災害対策上核となる本部機能を集約した活動拠点として、効率的な運用計画の検討を行っていきます。

2. 集約化される各施設の「今後のあり方」検討

複合化した多機能施設のメリットを生かしつつ、効率的・効果的な運営に向けて創意工夫を進めるため、これまで既存施設で行われてきた事業を継続しつつ、各施設の「今後のあり方」について検討を行っていきます。

3. 市と指定管理者の業務分担の詳細な検討

民間事業者等の有する能力、経験、知識等を活用することにより、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応し、市民サービスの質の向上を図るため、提供するサービスの仕様等を明記した要求水準書（業務仕様書）等の検討を行っていきます。また、運営開始後に、その水準に従いサービスが提供されているかを評価する仕組みを構築していきます。

4. 年間利用者数の予測

同規模の公園の利用者数、既存施設の利用者数記録、近隣の同規模の施設の利用者数記録及びイベント等の来場者数の記録などを活用して、年間利用者数の予測の検討を行っていきます。

5. 総ランニングコスト（管理費、事業費を含む）の試算

総ランニングコストは、第六章2「維持費の推計」（42頁）で示した施設全体の維持費に、市と指定管理者の業務範囲に関する管理費、事業費をあわせた金額となります。そのため、各センターで行われる事業内容等の検討を進めて、本施設に係る管理費や事業費の試算を行っていきます。

6. 管理運営に係る市の組織に関する検討

本施設の円滑な開設準備のため、臨時組織を設置します。また、市の各担当部署、指定管理者及び関係団体等と連携し、本施設の効率的・効果的な管理運営を総合的に所管する部署について、市長部局と教育委員会が連携し、一体的な組織のあり方を検討していきます。

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）

管理運営計画

平成 27 年 6 月

三鷹市企画部都市再生推進本部事務局

〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号

TEL 0422-45-1151 （内）2052・2053

E-mail : toshisaisei@city.mitaka.tokyo.jp